

権原市地域防災計画

(素案)

令和8年2月

権原市防災会議

目 次

＜総 則 編＞

第1章 計画の基本方針.....	1
第1節 計画の目的と目標	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の構成	2
第4節 計画の使い方.....	3
第2章 計画の前提条件.....	4
第1節 市域の概況	4
第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業所の役割.....	9
第1節 市及び関係機関の業務の大綱	9
第2節 市民・自主防災組織、事業所の役割	10
第4章 計画の運用.....	11
第1節 計画の修正	11
第2節 計画の習熟	11
第3節 地区防災計画の運用.....	11

＜災 害 予 防 編＞

第1章 震災対策	13
第1節 地震の被害イメージ	13
第2節 災害に強いまちをつくる	15
第3節 地域の防災力を向上させる	17
第4節 的確な防災情報処理を実施する.....	18
第5節 人的資源を確保する.....	19
第6節 災害応急対策に備える	21
第7節 災害復旧・復興に備える	31
第2章 風水害対策	33
第1節 風水害の被害イメージ	35
第2節 水害を予防する	37
第3節 土砂災害を予防する	39
第3章 事故災害対策	40
第1節 危険物施設等の災害を予防する.....	40
第2節 大規模事故災害への備え	41

＜災害応急対策編＞

第1章 災害対応組織の立ち上げ	43
第1節 配備体制と組織の立ち上げ	43
第2章 災害対応のコーディネート	45
第1節 指揮・調整	45
第2節 情報収集	46
第3節 通信	47
第4節 人事管理	48
第5節 物資調達・輸送管理	49
第6節 部外連絡協力及び広報	50
第7節 会計庶務	51
第3章 いのちを守る	52
第1節 風水害及び土砂災害警戒活動	52
第2節 避難支援	53
第3節 救出救助	55
第4節 消火活動	56
第5節 応急医療対策	57
第6節 二次災害の防止	58
第7節 遺体の収容・処理及び埋火葬	59
第8節 帰宅困難者・被災観光客対応	60
第4章 応急対策	61
第1節 被災者の生活支援	61
第2節 要配慮者支援	64
第3節 ライフライン・交通の確保	65
第4節 廃棄物・し尿処理	66
第5節 ボランティア	67
第6節 文化財	68

＜災害復旧・復興編＞

第1章 災害復旧	69
第1節 がれき処理	69
第2節 学校教育再開	70
第3節 風評被害対策	71
第4節 公共施設・文化財の復旧	72
第2章 生活再建支援	73
第1節 り災証明	73

第2節 生活再建支援.....	74
第3章 災害復興	76
第1節 災害復興計画の策定.....	76
第2節 復興対策.....	77

＜広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画＞

第1章 南海トラフ地震防災対策推進計画.....	79
第2章 東海地震の警戒宣言に伴う対策	81

＜実務を担う市職員の活動＞

樫原市地域防災計画 資料集	83
---------------------	----

〈總 則 編〉

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業者の役割	第4章 計画の運用		

第1章 計画の基本方針

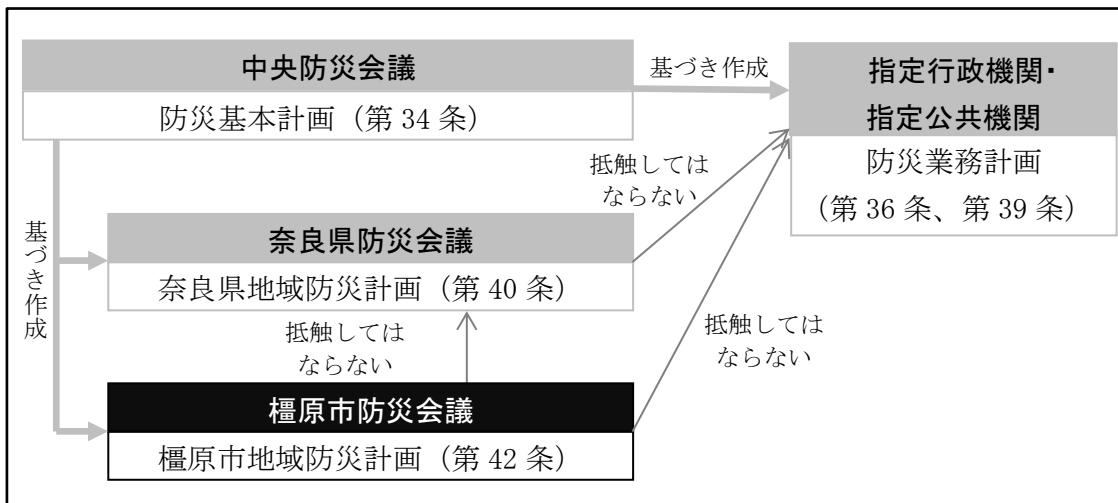
第1節 計画の目的と目標

この計画は、“市民と共に防災協働社会を実現し、安全で安心して暮らせる街「かしはら」を目指すこと”を目的とし、“市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護すること”を目標としています。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、権原市防災会議が定めたものです。

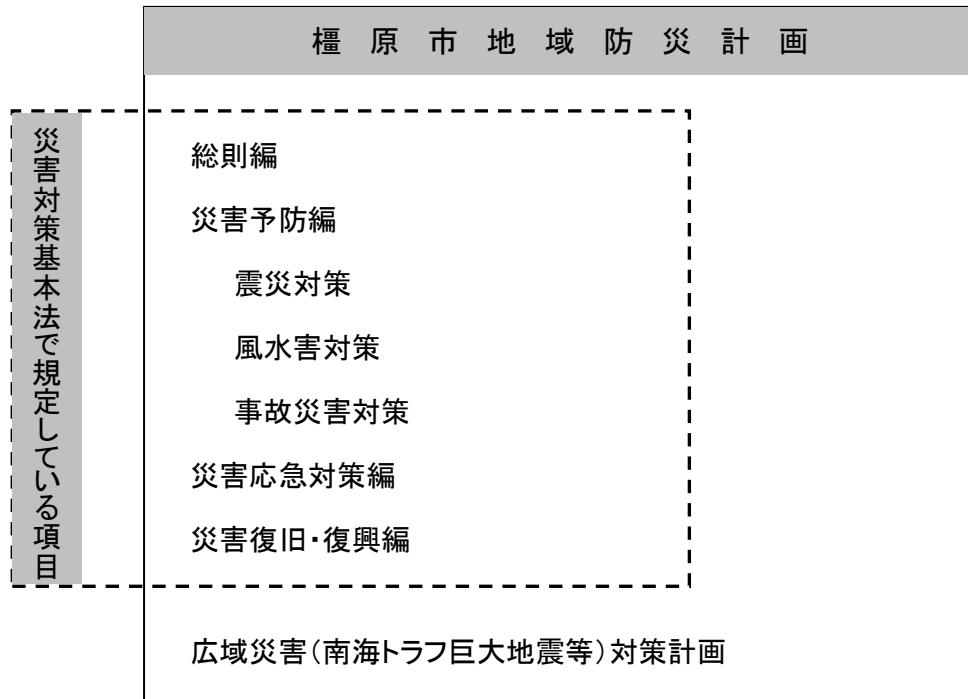
計画の策定にあたっては、中央防災会議が策定する防災基本計画、奈良県地域防災計画、指定行政機関や指定公共機関が策定する防災業務計画と整合を図っています。



総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業者の役割		第4章 計画の運用	

第3節 計画の構成

この計画は、権原市域の防災に関する施策や業務について総合的、計画的に定めており、次のように構成されています。



総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業者の役割	第4章 計画の運用		

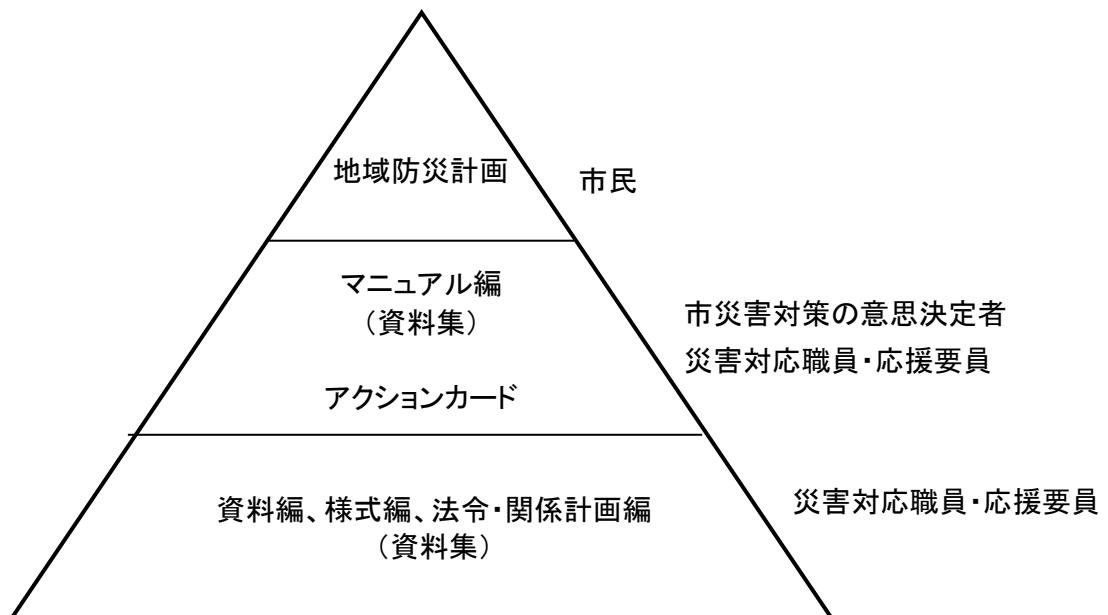
第4節 計画の使い方

本計画の本編は、幅広い市民を主要な読者として想定しています。そのため、本編の掲載内容はできるだけ簡素化し、具体的な活動内容や基準などは、資料集に委ねています。

市民のみなさまには、この計画により、市が行う災害に対する備えや災害時の活動について理解が深まることを期待します。行政が実施する対策を知った上で、家庭や地域において、施策ごとに記載している「市民のみなさまへ」欄記載の内容を参考にして、具体的な対策を講じてください。

市長や副市長は、災害時における全体的な活動方針を速やかに意思決定する必要があります。この計画により、多岐にわたる災害対策の枠組みや概要を把握してください。

災害時に実務を担う職員の方は、個別の活動についてまとめられたマニュアルを併せて参照してください。



総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業者の役割	第4章 計画の運用		

第2章 計画の前提条件

第1節 市域の概況

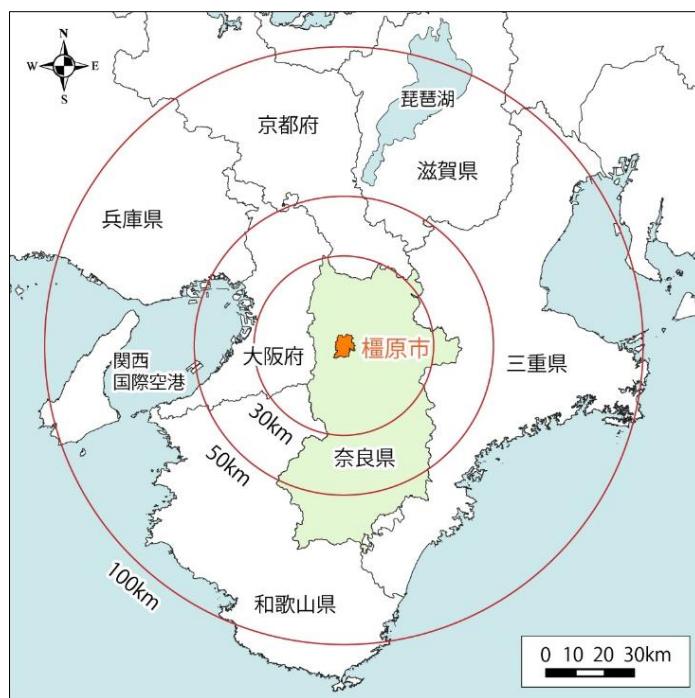
本市は、奈良県のほぼ中央に位置し、東西 7.5km、南北 8.3km の広がりがあり、東は桜井市、西は大和高田市、南は高取町・明日香村、北は田原本町と接しています。

面積は 39.56 km²で、全体的に起伏が少なく、市の中央部に飛鳥川、西には曾我川が流れています。

また、万葉の時代を偲ばせる大和三山（畝傍山：標高 199.2m、耳成山：139.7m、香久山：152.4m）や藤原宮跡等の歴史的文化遺産が点在しています。

鉄道網では JR と近鉄が縦横に走り、あわせて 13 の駅があり、国道 24 号・165 号・169 号や国道 24 号バイパスなど道路網も発達しています。

橿原市の位置



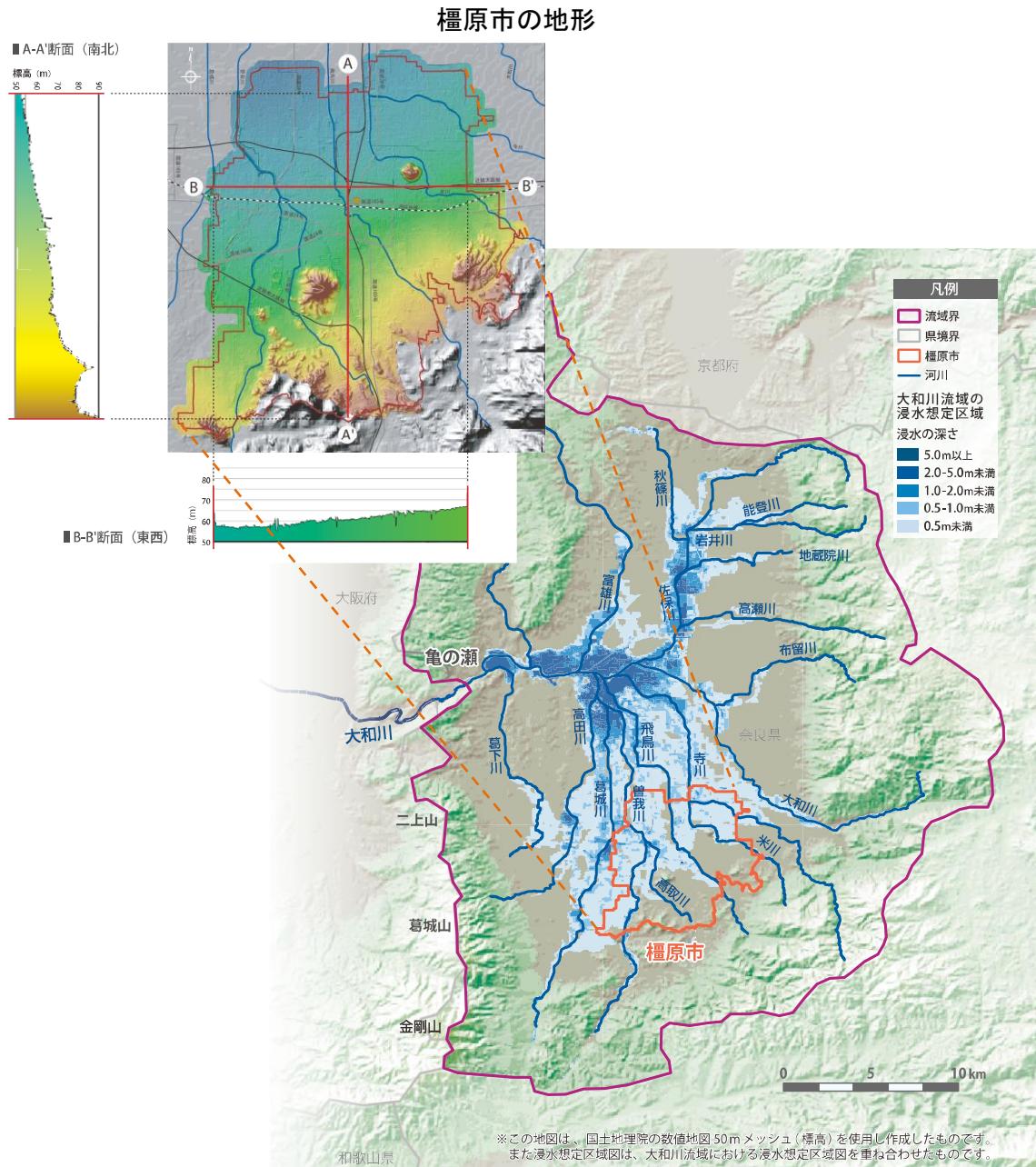
第1 自然特性

地形は、南東から北西に緩やかに傾斜しており、大和三山を除く市域の大半が奈良盆地を構成する扇状地や低地に区分され、主要な河川は、いずれも大和川水系に属します。

地質は、市域の大半を占める扇状地や低地部は、礫・砂・泥で構成されますが、山地・丘陵地部には、深成岩類、火山性岩類等がみられます。

気象は、気候区分では瀬戸内気候区に属すため、年間を通して雨量が少なく、夏も冬も比較的温暖で晴れの日が多いことが特徴です。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業者の役割	第4章 計画の運用		



第2 社会特性

本市の人口及び世帯数は、120,992人（年齢不詳者を含む）、51,330世帯、一世帯当たり人口は2.32人、人口密度は3,057人/km²です。また、夫婦とも65歳以上の高齢者夫婦世帯は6,450世帯、高齢者単身世帯は6,097世帯です。（令和2年国勢調査）

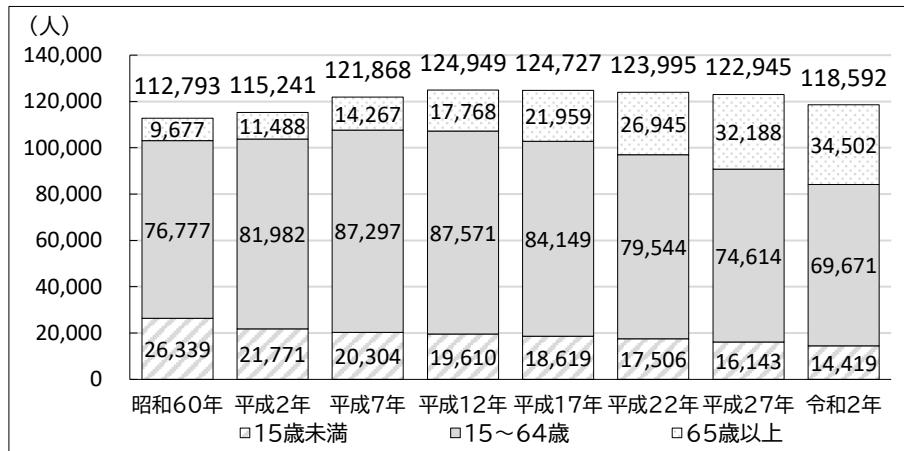
なお、昼間人口は113,394人（令和2年国勢調査）であり、昼夜間人口比率は約94%です。

土地は、大半が宅地、田・畑として利用されており、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、文化財保護法及び奈良県風致地区条例等により、利用規制が行われています。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業者の役割	第4章 計画の運用		

また、本市は橿原神宮や藤原宮跡、伝統的建造物数が500件を超える重要伝統的建造物群保存地区の今井町、「日本遺産」の構成遺産などの観光資源を有しています。なお、本市における令和6年の年間観光客数は約527万人であり、そのうち市内での宿泊客数は約18万人となっています。

人口推移(国勢調査)



※年齢不詳者を含んでいません。

第3 災害特性

奈良盆地を取り囲む山地には活断層の存在が確認されており、近傍の活断層を震源とする大地震が発生した場合には、大きな被害を受ける可能性があります。

さらに、南海トラフで大規模な海溝型地震が発生した場合は、市域を含め西日本が広域的に被害を受ける可能性があります。

また、奈良盆地は、放射状に広がるすべての河川が大和川に集まるため、水がつまりやすく、洪水が起こりやすい地形です。水が抜ける唯一の場所である亀の瀬は狭く、地すべり多発地帯であるため、地すべりが発生すると大和川がせき止められ、奈良盆地全体がダムのようになってしまいます。

市域は、奈良盆地の南端に位置し、高低差が少ない低地が占める割合が高く、夏季には、集中豪雨等に伴い、洪水が起こる可能性があります。また、山麓地の一部では土砂災害（土石流、山腹崩壊）等が起こる可能性があります。

なお、近年では、集中豪雨の発生頻度が増加傾向にあり、排水能力を超えた内水氾濫による浸水被害の発生が懸念されます。

そのほか、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模火災、林野火災等の災害リスクがあります。

なお、本市は、国の原子力災害対策指針が示す原子力災害対策重点区域（原子力発電所から概ね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域」）には位置していません。

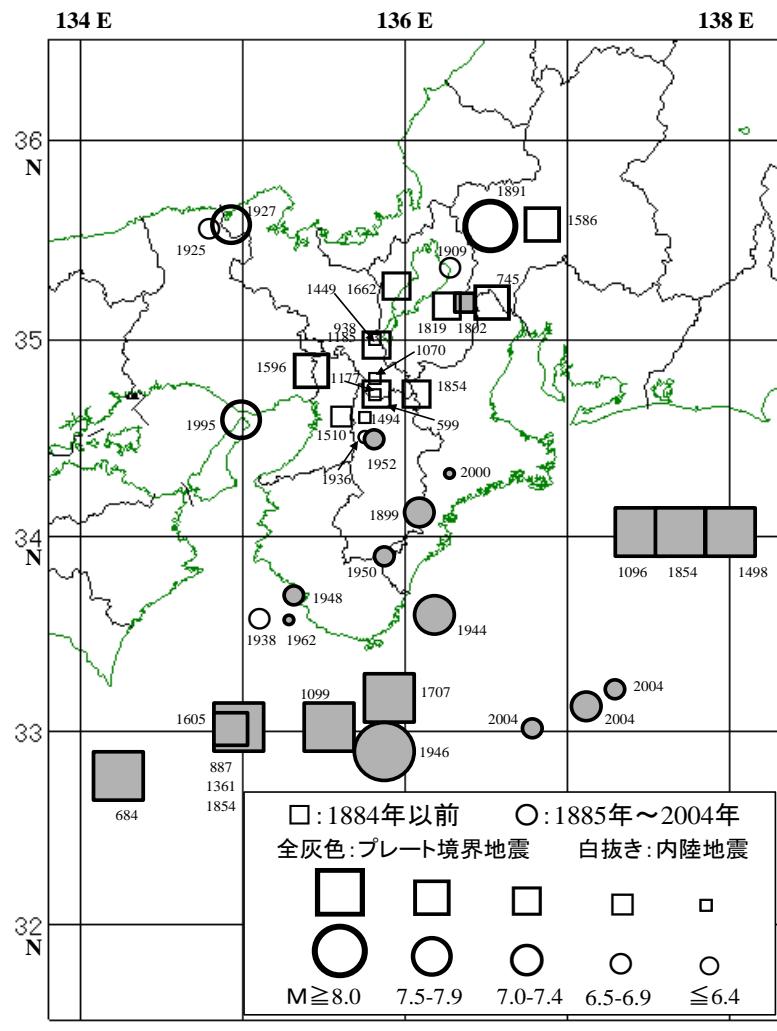
また、海岸に面していないため、高潮、津波等の影響を受けることはなく、最も近距離にある活火山（長野県と岐阜県の県境にある御嶽山）からは200km以上離れているため、直接的な噴火の影響を受けることはありません。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業者の役割	第4章 計画の運用		

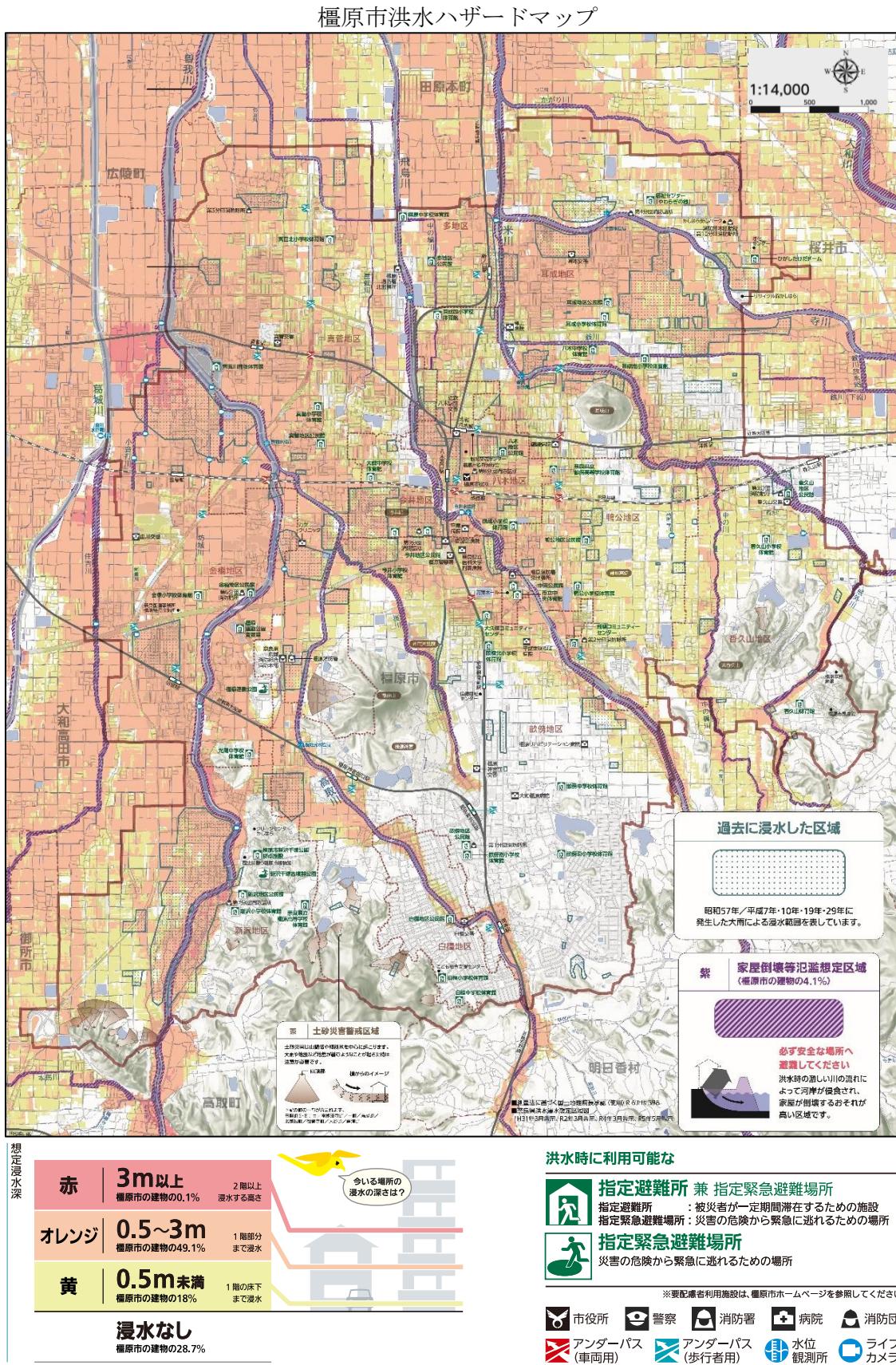
第4 災害履歴

過去に奈良県及びその周辺に被害を及ぼした地震は、概ね下図のとおりであり、本市近傍が震源地となっている地震も複数あります。

■奈良県内に被害を与えた地震の震央図



総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業者の役割	第4章 計画の運用		



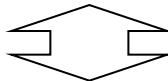
総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業所の役割			第4章 計画の運用

第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業所の役割

第1節 市及び関係機関の業務の大綱

本市の災害対策は、橿原市を中心として、次に示す関係機関・団体や市民等と連携、協力して、実施します。

橿原市



連携・協力

県 の 機 関	○奈良県 ○中和土木事務所 ○中和保健所	○橿原警察署 ○中部農林振興事務所 ○中和福祉事務所
消 防 機 関	○奈良県広域消防組合 ○橿原市消防団	
指定地方行政機関	○近畿財務局奈良財務事務所 ○近畿農政局奈良県拠点 ○近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所 ○近畿地方整備局奈良国道事務所橿原維持出張所 ○奈良地方気象台	
自 衛 隊	○陸上自衛隊第4施設団	
指 定 公 共 機 関	○日本郵便（株） ○西日本電信電話（株） ○日本放送協会奈良放送局 ○関西電力（株）	○西日本旅客鉄道（株） ○日本赤十字社奈良県支部 ○日本通運（株） ○関西電力送配電（株）
指 定 地 方 公 共 機 関	○近畿日本鉄道（株） ○大和ガス（株） ○倉橋溜池土地改良区 ○関西テレビ放送（株） ○（株）毎日放送 ○朝日放送ラジオ（株） ○（株）毎日新聞社 ○（株）産業経済新聞 ○（株）奈良新聞社 ○（社）共同通信社 ○（社）奈良県病院協会 ○（社）奈良県歯科医師会 ○（社）奈良県LPGガス協会（橿原プロパンガス商工協同組合） ○（公社）奈良県トラック協会 ○奈良県土地開発公社	○奈良交通（株） ○大和平野土地改良区 ○奈良テレビ放送（株） ○讀賣テレビ放送（株） ○朝日放送（株） ○（株）朝日新聞社 ○（株）読売新聞大阪本社 ○（株）日本経済新聞社 ○（社）奈良県医師会 ○（社）奈良県薬剤師会 ○（公社）奈良県看護協会 ○富士運輸（株）
公 共 的 団 体 ・ 機 関	○奈良県農業協同組合 ○橿原地区医師会 ○橿原市薬剤師会 ○橿原市社会福祉協議会 ○学校法人	○橿原商工会議所 ○橿原市歯科医師会 ○病院等 ○金融機関

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業者の役割			第4章 計画の運用

第2節 市民・自主防災組織、事業所の役割

大規模な災害が発生した場合、市や防災関係機関だけで応急対策を担うのには限界があります。救急・救助や消火、避難等の応急活動については、市民や自主防災組織、事業所の参加が不可欠です。

市民や自主防災組織、事業所は、日ごろから災害への備えを講ずるとともに、災害が発生した時には、まず「自らの命は自らで守る」そして「自らの地域は自らで守る」を原則として、行動してください。

市民の役割

- ・建物の耐震化や家具の転倒防止措置
- ・災害に備えた飲料水、食料等の備蓄
- ・避難場所や避難経路を事前に確認
- ・初期消火・救助活動等への参加
- ・市等が実施する防災活動や災害時の応急活動への協力

自主防災組織の役割

- ・地域に即した防災体制の確立
- ・防災知識の普及や防災訓練の実施
- ・災害時の情報収集・伝達
- ・災害時の避難誘導
- ・災害時の応急活動への協力
- ・物資の備蓄や資機材の整備

事業所の役割

- ・従業員に対する防災教育や防災訓練の実施
- ・災害に備えた物資の備蓄や資機材の整備
- ・帰宅困難者対策の推進
- ・災害発生時の従業員・利用者の安全確保
- ・地域の防災活動、災害時の応急活動への協力
- ・所有する施設の安全確保、二次被害の防止
- ・防災体制の整備

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 市・関係機関の業務の大綱及び市民・事業者の役割		第4章 計画の運用	

第4章 計画の運用

第1節 計画の修正

権原市防災会議は、この計画を現状に即したものにするため、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要がある場合には、適宜修正します。

なお、修正した際には、県に報告するとともに、その要旨を公表します。

第2節 計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が果たせるよう、平時から職員への研修・訓練を実施するとともに、市民に対して広報や啓発活動に努めます。

第3節 地区防災計画の運用

市民は、地区防災計画を定めたときは、権原市防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえた防災事業に関する計画内容の決定や変更を提案することができます。

権原市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるとともに、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めます。

〈災 害 予 防 編〉

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策	第2章 風水害対策			第3章 事故災害対策	

第1章 震災対策

大規模地震発生時に想定される人的被害（第2次奈良県地震被害想定調査値・平成16年10月公表）を半減することを目標として、個別の施策ごとに実施期間や実施主体を体系化した「橿原市地震防災対策アクションプログラム」に基づき施策を推進してまいりました。

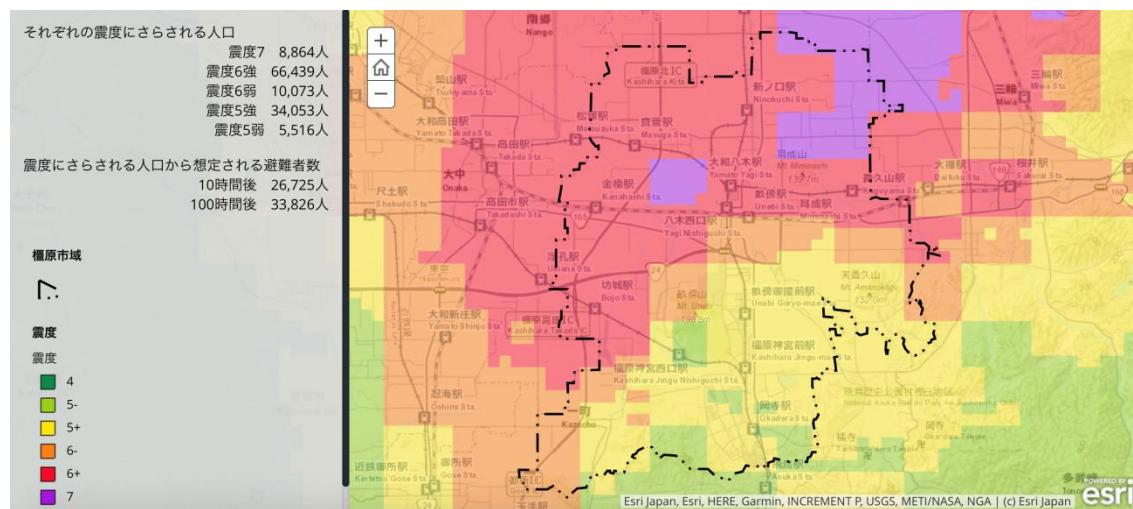
総合的な防災対策を講じるために策定した橿原市強靭化計画に基づき、市民と共に防災協働社会を実現し、安全で安心して暮らせる街「かしさら」を目指します。

第1節 地震の被害イメージ

第1 内陸型地震

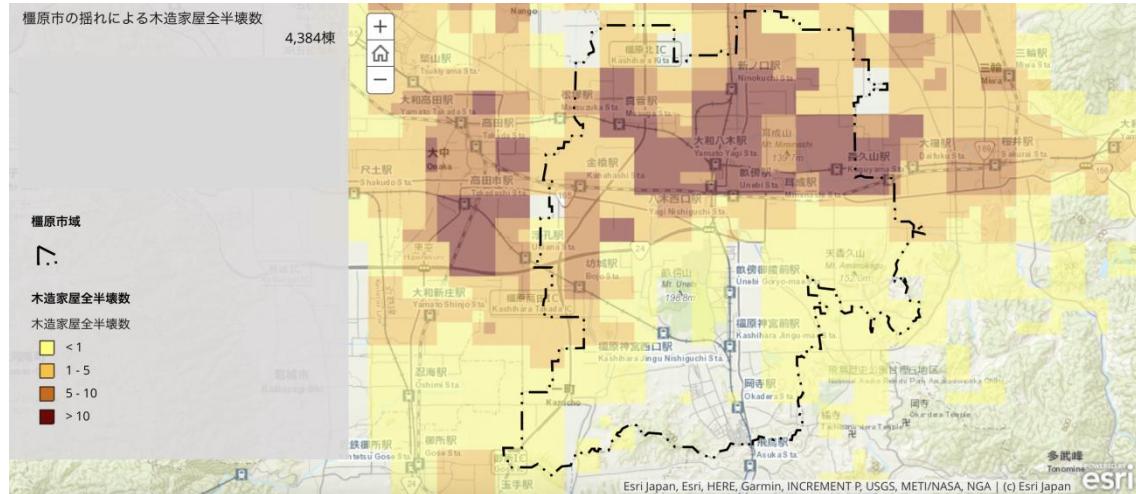
内陸型地震のなかで、橿原市に最も大きな影響を及ぼすのは、奈良盆地東縁断層帯を震源とする地震と見込まれています。

奈良盆地東縁断層帯は、京都府城陽市から桜井市まで、南北に延びる長さ約35kmの活断層帯で、ここを震源とする地震はマグニチュード7.4程度になると推定されます。この地震により、市の北部、北西部での震度は6強以上となり、北東部と八木駅西部においては震度7となる見込みです。大きな被害が発生するといわれる震度6強以上の地域には市の人口の60%が居住しており、主要な施設及び交通インフラが集中しています。



地震による家屋の倒壊は、震度6強以上の地域で多く発生します。特に被害が大きいと見込まれる地域は、香久山駅、耳成駅、大和八木駅、畝傍駅、新ノ口駅、真菅駅、雲梯町周辺で、これらの地域を中心として4,400棟近くが全壊・半壊の大きな被害を受け、3万棟を超える建物に何らかの被害が及ぶ可能性があります。また、家屋の崩壊による死者は市北部において約800名、100時間後の市全域での避難者数は33,826人となる見込みです。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策	第2章 風水害対策	第3章 事故災害対策			



第2 海溝型地震

内閣府が令和7年3月31日に公表した南海トラフ巨大地震の市町村別最大震度想定では、本市は全てのケース（基本・陸側・東側・西側）において、最大震度6強となる見込みです。

また、奈良県が公表している「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」では、本市においては「東南海・南海地震」及び「東海・東南海・南海地震」で最悪の被害が想定されており、建物被害では、住家全壊が247棟、住家半壊が219棟、炎上出火は0件と予想されています。

また、人的被害では。死者が0人、負傷者が96人、発災直後の避難者数が899人と想定されています。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第2節 災害に強いまちをつくる

基本方針

市は、災害に強いまちをつくるため、道路・河川などの社会基盤整備、火災に強いまちづくりの推進、建築物の耐震化などの施策を実施します。

施策項目

1 災害に強い社会基盤整備

都市計画マスタープラン等に定められた防災に関する都市計画の方針に基づき、計画的な土地利用を促進して市街地整備を行うとともに、地形に配慮した安全対策を実施します。

あわせて、県が策定する「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災に係る緊急事業を計画的に執行します。

2 火災に強いまちづくりの推進

権原消防署と連携して、火災予防の啓発や住宅用火災警報器の設置を推進します。また、市民が円滑に初期消火ができるよう消火訓練などの支援を行うとともに、消防設備の整備を促進します。事業所に対しては、建築物の不燃化対策などの指導を行います。

3 防災拠点の整備

災害対策本部や防災拠点の機能を確保できるよう施設の整備を行うとともに、公園や緑地等オープースペースを確保して災害に強いまちづくりを推進します。

4 公共施設の安全性・防災機能の強化

災害時に市民等の生命を守ることを最優先とし、行政機能、病院、福祉施設等の最低限の社会経済機能の確保を行います。

5 建築物の耐震化の推進

「権原市耐震改修促進計画」に従って、建築物の耐震診断・改修等を推進します。また、天井などの非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努めます。

あわせて、住宅の耐震化を啓発するとともに、石垣等の倒壊防止や家具の転倒防止対策について啓発します。

また、通学路等を中心とした既存壇の改修も含め、ブロック壇等の耐震性向上の促進を図ります。

そのほか、二次災害の防止等のため、平時より災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めます。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策	第2章 風水害対策	第3章 事故災害対策			

6 ライフライン等の予防対策

水道、下水道のライフライン施設や道路、橋梁等の公共土木施設の耐震性を強化するとともに、設備の保守点検や災害対策用資機材を整備します。

また、奈良県広域水道企業団と連携し水源の確保に努めます。

7 大規模停電対策

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めます。

また、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギー・システムや外部給電可能な電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努めます。

あわせて、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図ります。

そのほか、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ります。

市民のみなさまへ

市は、耐震診断や耐震改修の支援事業を実施しています。

特に昭和56年以前に建築された家にお住まいの方は、支援事業を活用して住宅の耐震化を進めましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策	第2章 風水害対策			第3章 事故災害対策	

第3節 地域の防災力を向上させる

基本方針

市は、市民・自治会・自主防災組織・企業・学校などに広報紙・パンフレット、ホームページ、出前講座、防災教育や防災訓練など多様な機会を活用して啓発活動を実施し、地域防災力の向上に努めます。

施策項目

1 市民を主体とした防災力の向上

市民の防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成を促進し、女性や若者など幅広い層の参画を促します。

企業・各種団体への自衛防災組織の育成・指導、防災マニュアルや事業継続計画に関する情報提供、及び権原商工会議所と連携した事業継続力強化支援計画の策定支援に努め、防災・減災対策の普及を促進します。

さらに、青年層や女性の消防団への入団を啓発するとともに、消防団員の待遇改善に努め、地域の消防力を強化します。

また、県が行う災害ボランティアの育成活動や防災ボランティア活動の環境整備及び連携強化に努めます。

あわせて、自主防災組織の育成・強化や、消防団、自主防災組織及び防災士等の多様な主体と連携した地域コミュニティの防災体制の充実を図ります。

2 防災教育・啓発

災害発生時の被害軽減を図るため、気候変動の影響や体系的かつ災害リスクに基づいた防災教育を実施します。

学校防災の手引きを作成し、教職員、児童、生徒及び保護者への防災知識の周知徹底に努め、防災意識の高揚を図ります。なお、防災教育を実施するにあたっては、ＩＣＴを活用するなど指導方法の多様化にも努めます。

また、市民への防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に実施し、防災意識の高揚を図るとともに、市民の災害に対する備えを促進します。

市民のみなさまへ

災害時、初期消火を行う、近隣の負傷者や要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、市が実施している防災活動に協力する、等が求められます。

そのため、出前講座、防災訓練等に積極的に参加して、災害から身を守るための基本的な知識や行動力を身につけましょう。

大地震が発生した場合には、地域住民や企業等が連携して活動することが重要です。積極的に自主防災組織の活動に参加して、協力体制を作りましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策	第2章 風水害対策			第3章 事故災害対策	

第4節 的確な防災情報処理を実施する

基本方針

市は、災害対応業務を確実に実施するため、情報処理システムを導入するとともに、情報インフラの整備を進めます。

施策項目

1 防災情報システムの整備

災害時の情報を一元化するため、奈良県防災情報システムの利活用を推進します。

また、災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設等の情報をレアラート等により市民に速やかに周知します。

また、新内閣防災情報システム（S O B O-W E B）、新物資システム（B-P L o）及びその他の情報共有システム等を活用した各種防災関連情報のデータベース化を図り、それらを共有することにより、迅速な意思決定や判断ができる体制を整備します。

あわせて、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、あらゆるツールを活用した災害対応業務のデジタル化を促進します。

2 情報インフラの整備

情報通信手段の多重化・多様化に努めるとともに、通信機器・設備等の保守点検、無線網の拡充を図ります。

また、奈良県防災情報システムの円滑な運営及び管理を図るため、設備の保守や機能維持に努めるとともに、機器操作及び通信要領の習熟を目的に情報伝達訓練等を定期的に実施します。

3 情報の信頼性・安全性の確保

停電に備えて予備電源を確保するとともに、情報通信機器は、耐震性のある堅固な場所や洪水による浸水の及ばない階層、火災対策を施した建物への設置に配慮します。また、災害時における行政データの紛失を防ぐため、バックアップ体制の整備を図るなど安全対策の実施に努めます。

4 情報処理の標準化

災害時に必要となる情報や資源を明確にし、情報処理業務に用いる様式などを整備します。

また、効率的な処理を行うために、情報処理業務を標準化するとともに研修、訓練を実施します。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策	第2章 風水害対策	第3章 事故災害対策			

第5節 人的資源を確保する

基本方針

市は、災害対応業務を確実に実施するため、災害対応マニュアルの整備や見直し、災害対応訓練の継続実施、国・県・他市町村・防災関係機関などと連携し、災害に強いひと・組織づくりに努めます。

施策項目

1 災害に強いひと・組織づくり

地震や風水害の程度に応じた配備体制や所掌事務を規定し、職員に周知するとともに、防災マニュアル、防災知識の普及徹底を図り、組織改編による配備体制見直し時や地域防災計画改定時には、速やかに周知します。

また、災害応急対策に従事する職員の必要物資を備蓄します。

2 災害対応業務の標準化

災害対応業務の内容と手順を明確にするため、災害対応マニュアルの整備に努めます。

さらに、防災訓練を計画的かつ体系的に実施し、組織的な災害対応能力の向上に努め、訓練後の評価に基づきマニュアルの改善に努めます。

また、策定した業務継続計画を適宜見直し、大規模地震に備えます。

3 連携の推進

円滑に災害対応業務が実施できるよう、各機関と連携した包括的な防災活動体制の整備・充実に努めます。

また、自衛隊、緊急消防援助隊、他市町村からの応援部隊等が効率的に活動できるよう、受援体制やマニュアルの改訂に努めます。

さらに、協定を締結した団体間で、平時から情報交換や訓練の実施に努めます。

そのほか、被災情報の整理や支援物資の管理・輸送等、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との協定を進めます。

4 応援入体制の整備

各応援団体の執務スペースや宿泊場所、物資・資機材の集積場所、駐車スペース、ヘリポート等の確保に努めます。

また、各応援団体等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を駐車できる空き地など、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めます。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ 巨大地震等)対策計画	実務を担う 市職員の活動
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

市民のみなさまへ

地域のみなさまと自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路を作成するなど、地域全体の防災意識を向上させましょう。

また、災害発生時に備え、安全で確実な避難行動やお互いに避難の声かけを行うなど、地域の避難体制を強化しましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策	第2章 風水害対策			第3章 事故災害対策	

第6節 災害応急対策に備える

第1 いのちを守る

基本方針

市は、災害が発生した際に、避難誘導、被災者の救出・救助活動、負傷者の救命・救急活動、二次災害防止対策などを実施するため、次の施策を推進します。

施策項目

1 避難支援

時期を失すことなく高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、「避難指示等」といいます。）を発令できるよう、避難指示等の発令基準や手順を整備します。

また、避難誘導に関して、樫原警察署、樫原消防署、消防団、自治会、自主防災組織等とあらかじめ協力体制を確立します。

2 被災者の救出・救助

市民への応急救助方法等の啓発に努めます。

3 被災現場における救命救急活動

災害時に派遣される医療救護班や災害派遣医療チーム（D M A T）の受援体制を整備します。

4 医療機関における救命救急活動

樫原地区医師会、樫原市歯科医師会等とあらかじめ協議し、災害時における医療救護班の編成数、構成、収集場所、派遣方法等を定めます。

また、災害発生後の救護所設置・運営に係る具体的な手順について定めるとともに、救護所に係る資機材等を整備します。

市民のみなさまへ

避難行動への負担感や、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分だけは大丈夫といった思い込み（正常性バイアス）などにより、避難が遅れることがあります。

そのため、「自らの命は自らが守る」という意識を持って、自らの意思で行動しましょう。また、災害に備え、どのような情報を元に、どのようなタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に決めておきましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ 巨大地震等)対策計画	実務を担う 市職員の活動
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

5 遺体への対応

権原警察署や協定締結先である奈良県葬祭業協同組合と連携して、遺体安置所の予定施設について検討を行うとともに、身元の確認、遺体の引渡し等の体制整備を行います。

また、近隣市町村間の火葬受入れ等の応援体制を整備します。

6 二次災害の防止

県が行う応急危険度判定士養成講習会へ職員を派遣して、判定士の登録を促進するとともに、判定用資機材の確保に努めます。

市民のみなさまへ

災害発生時には、一般市民の迅速な応急手当によって、命が救われた事例が数多く報告されています。

心肺蘇生やAEDなどの応急手当は、いきなりその場で実践することはできませんので、かしさら安心パークや権原消防署等の講習会に参加して、応急手当の知識や技術を身につけましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第2 安全・安心を守る

基本方針

市は、災害が発生した際に、安否確認の支援、通勤・通学者、観光客などの帰宅困難者支援、被災地での治安の確保を実施するため、次の施策を推進します。

施策項目

1 安否確認の支援

権原警察署と連携して、行方不明者の対応体制を整備するとともに、自治会、自主防災組織や権原警察署、権原消防署、消防団等の防災関係機関と連携した安否確認に関する情報収集体制を整備します。

また、県が定める「災害時における安否不明者（行方不明者）、死者の氏名等公表に係る実施マニュアル」に基づき、個人情報の保護に配慮しつつ、人命救助活動を効率的に行うため、災害時における安否不明者等の氏名等の公表を行います。

2 帰宅困難者等への帰宅支援

県や隣接市町村等と連携して、市民や観光客等の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図ります。

帰宅困難者等を一時的に避難させるため、駅周辺等にはオープンスペースや公園等の「一時退避場所」を確保するよう努めます。

また、交通機関の運行停止等により帰宅できない状況が長引く場合には、市が所有・管理する施設を一時滞在施設として確保するとともに、民間事業者にも協力を求めるよう努めます。

一時退避場所や一時滞在施設に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページやSNS、権原市安全・安心メールを活用するほか、引き続き、関係機関と連携した情報提供を行います。

3 観光客等への支援

被災した観光客等に対して、避難所に関する情報、鉄道等の運行や復旧に関する情報を迅速に提供できる体制を整備します。

また、観光客等の一時滞在施設や一時避難所の確保など、観光客等の受入体制の充実を図るとともに、観光案内所等の観光案内拠点の充実や、Wi-Fi等の通信環境エリアの拡大や整備を検討します。

あわせて、外国人観光客が情報入手や的確な対応ができるよう、多言語による相談や情報提供の強化に努めます。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策	第2章 風水害対策			第3章 事故災害対策	

4 企業への普及啓発

企業に対して、従業員等の施設内待機や待機のための食料、飲料水、毛布などの備蓄、施設の安全確認、防災訓練等にかかる計画の策定を働きかけます。

5 治安の確保

権原警察署が災害発生後に実施する災害警備活動（治安の維持、犯罪の予防等）に関して、平時から情報交換を行い、連携体制を構築します。

また、地域住民が互いに支え合いながら、安心して快適に暮らすことができるよう、地域の安心安全ネットワークの形成や地域活動・市民活動団体の担い手の育成等、自主的なまちづくり活動を支援します。

あわせて、避難所においては、全ての避難者が安心して過ごせるように、警察と連携しながら盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努めます。

市民のみなさまへ

通勤、通学地が遠隔にある方は、日ごろから交通手段が途絶えたときに備えて、徒步帰宅経路を確認し、実際に歩いてみましょう。

また、災害用伝言ダイヤル（171）の活用など、災害時の家族間の連絡方法や集合場所をあらかじめ決めておきましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第3 生活基盤を安定させる

基本方針

市は、災害が発生した際の災害拠点施設やライフラインの早期復旧、緊急輸送道路を確保するため、次の施策を推進します。

施策項目

1 公共施設の復旧

市が管理する公共施設が被害を受けたとき、緊急調査や応急復旧に従事する作業員や資機材等を迅速に確保できるよう、応援協定の締結を推進し、平時より協力体制を構築します。

2 ライフラインの早急な復旧

一般電気事業者、電気通信事業者、一般ガス事業者等のライフライン関係事業者や鉄道事業者と緊急時における情報連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策に協力します。

また、上水道施設や下水道施設が被害を受けたとき、緊急調査や応急復旧に従事する作業員や資機材等を迅速に確保できるよう、応援協定の締結を推進し、平時より、訓練や情報交換に努めます。

3 緊急輸送の手段・ルートの確保

災害時に使用する緊急通行車両や規制除外車両について、県（公安委員会）に事前届出を行います。

また、不足する車両や燃料等を確保できるよう、応援協定を締結するなど、緊急輸送手段の確保に努めます。

さらに、空路での輸送に備え、ヘリコプターの受入れ体制の整備に努めます。

4 被災時における市の機能継続の体制整備

市のオンラインシステムの保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持するよう努めます。

また、災害で被害を受けても重要な業務を中断しないよう自家発電機をはじめとした非常用電源設備の耐震性の向上に努めます。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策	第2章 風水害対策			第3章 事故災害対策	

第4 市民の生活を支援する

基本方針

市は、災害が発生した際に、避難生活の支援、要配慮者の支援、水・食料・生活必需品の確保、保健衛生対策などに取り組むため、次の施策を推進します。

施策項目

1 避難生活支援

適切な指定緊急避難場所や指定避難所を指定し、平時から、指定緊急避難場所や指定避難所の場所、受入可能な人数等について市民に周知します。

なお、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握します。

また、災害時に指定緊急避難場所や指定避難所の開設状況や混雑状況を周知することも想定し、ホームページやSNS等の多様な手段の整備に努めます。

あわせて、指定緊急避難場所や指定避難所の耐震化・不燃化を図るとともにバリアフリー化に努め、災害時に必要な備品、資機材等を整備するなど、機能強化を図ります。

さらに、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう避難所開設に努め、早い段階から必要な処置を講じます。

- (1) プライバシー確保や避難生活における生活環境向上のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを確保
- (2) 栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所や、調理器具、食料等を確保
- (3) 快適なトイレ環境を確保、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等を把握
- (4) 医療従事者等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握
- (5) 洗濯等の生活に必要となる水の確保
- (6) 福祉的な支援の実施
- (7) 幼児用ミルクやおむつ、大人用おむつなど要配慮者の物資の確保 など

そのほか、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭が参画容易な環境を整備するとともに、男女のニーズの違いやLGBTQなどの性的マイノリティ者への配慮、こども・若者の居場所の確保に努めます。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策	第2章 風水害対策			第3章 事故災害対策	

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めます。

2 要配慮者支援

要配慮者が安心して過ごせるように福祉避難所の整備を進め、地区福祉避難所への避難及び民間福祉避難所への避難について、継続的な調整や訓練の場を通した連携図ります。

また、要配慮者の避難に関する「権原市避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、計画に基づいた避難行動要支援者名簿・個々の状況を把握した個別計画を作成し、適宜更新します。

さらに、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、または市が定める場合は、あらかじめ名簿情報を提供するとともに、情報漏洩防止等の必要な措置を講じます。

また、要配慮者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、及び避難訓練の実施等を図るとともに、災害時に派遣可能な通訳者やボランティアの把握に努めます。

3 在宅避難者・車中泊避難者への支援

在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、在宅避難者等の支援拠点や支援内容の充実を検討します。

また、車中泊避難を行うためのスペースや、車中泊での健康上の留意点等の広報、必要な物資の備蓄など、車中泊避難者への支援の充実に努めます。

4 外国人への支援

外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板やコミュニケーションボードの作成に努めます。

災害時に外国人が迅速に避難できるよう、日頃から防災パンフレットやホームページ、SNSを活用し、多言語や「やさしい日本語」により災害に関する知識や災害時に取るべき行動、指定避難所などの周知を図ります。

また、災害時に災害情報の通訳や翻訳の活動を行うことができるボランティア等の確保に努めるとともに、NPOや民間機関と連携した情報伝達に努めます。

市民のみなさまへ

いつ災害が起きても対応できるよう、周辺の避難所等の確認や、避難所等の施設管理者や周辺事業所などの方々と避難所の開設の方法や運営について事前に話し合いましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策	第2章 風水害対策			第3章 事故災害対策	

5 物資の調達

市は、供給に必要な物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整えます。

その方法は、おおむね次のとおりとします。

- (1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにします。また、調達物資の品目については、要配慮者、女性、こどもにも配慮します。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄、市町村間における応援協定の締結、共同備蓄又は備蓄の相互融通を行うなど、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努めます。
- (3) 新物資システム（B-P L o）を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図ります。
- (4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにします。
- (5) その他、物資の調達に必要なことを定める。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めます。

この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点の選定に努めます。

6 水・食料・生活必需品の確保

第2次奈良県地震被害想定調査値をもとに備蓄目標数を設定し、水・食料・生活必需品の確保に努めるほか、救援物資の供給に関する協定の締結を推進します。

なお、避難生活に必要な物資を備蓄するとともに、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く市民に公表します。

その際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量(最低3日間、推奨1週間)を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めます。

あわせて、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等や、避難所における食物アレルギーのニーズの把握や物資の確保等にも努めます。

また、市民に対して、自主備蓄すべき物資について啓発します。

市民のみなさまへ

避難は、必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所に行くことだけではありません。『安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと』、『避難先として安全な親戚・知人宅等もあること』、『警戒レベル4で『危険な場所から全員退避』すべきこと』など、避難に関する情報を正しく理解しましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策	第2章 風水害対策	第3章 事故災害対策			

7 保健衛生対策

中和保健所、権原地区医師会、権原市歯科医師会と緊密な連絡体制を構築し、災害時に感染症等が発生した際の応援職員や専門家を受入れるための体制の整備に努めます。

また、中和保健所と連携して、防疫・保健衛生用資機材等の調達計画を策定し、必要な資機材の確保に努めます。

8 感染症対策

市は、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講ずるよう努めます。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めます。

さらに、市は、保健所が新型インフルエンザ等感染症（指定感染症及び新感染症を含む）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、平時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行う取り組みについて協力します。

あわせて、保健所等が行う自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整や、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報の提供についても連携を図ります。

9 避難所開設・運営訓練の実施

市は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアル及び地域の災害リスクに基づいた定期的な避難所開設・運営訓練の実施を支援します。

また、市民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るため、実践的な訓練の支援や指導等を行います。

あわせて、新型インフルエンザ等感染症（指定感染症及び新感染症を含む）の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施します。

市民のみなさまへ

電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備えて、最低3日間、推奨1週間分の飲料水や非常食などを備蓄しておきましょう。

また、要配慮者の避難誘導を視野に入れて、防災環境や防災体制を見直すとともに、日ごろから地域でコミュニケーションをもち、支援体制を整えましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第5 「日本国はじまりの地 檜原」のイメージを守る

基本方針

市は、災害から文化財を守り後世に伝えていくための対策や、帰宅できなくなった観光客に対して次の施策を推進します。

施策項目

1 文化財の保護

樺原消防署、関係機関、文化財所有者、市民、専門家と連携、協力して文化財に対する次の対策を推進します。

- 文化財の耐震性能の確保と防火対策の強化
- 巡回査察等による防災上必要な勧告・助言・指導
- 倒壊・破損の防止措置
- 関係機関との協力体制の確立
- 平時より文化財の状況を記録したデータの保存・整備

2 観光産業の保護

観光施設に対して、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関する助言を行います。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策	第2章 風水害対策			第3章 事故災害対策	

第7節 災害復旧・復興に備える

基本方針

市は、災害からの早期復興を目指すため、被災者のくらしとしごとの再建、被災者のこころとからだのケア、すまいの再建、まちの復興のための資金確保など、次の施策を推進します。

施策項目

1 災害からの復旧・復興ビジョン

復興対策の基本理念や、復興本部設置に係る事項、災害復興事業などの復旧・復興に関する基本的な方針（復旧・復興ビジョン）を定めます。

2 被災者のくらしとしごとの再建支援

り災証明発行業務や被災者生活再建支援、生活資金の相談業務等の臨時窓口の開設場所や人員確保の方法、非常時における担当部局間の情報共有体制等について、あらかじめ定めます。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対して「早期の立退き避難が必要な区域」からの早期な立退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発に努めます。

3 被災者のこころとからだのケア

心のケア等の知識を持った専門家の確保・育成に努めるとともに、小中学校と連携し、スクールカウンセラーの設置に努めます。

4 すまいの再建

第2次奈良県地震被害想定調査値から、応急仮設住宅の必要戸数を把握し、応急仮設住宅建設可能用地リストの作成、関係建設業者等との協定締結を推進するとともに、公営住宅などの空室状況を把握し利活用に努めます。

5 まちの復興

学校被災時の代替として利用可能な施設や、がれきの仮置場、最終処分場等の利用可能用地についてあらかじめ検討します。

6 復旧・復興のための多様な資金活用

災害復旧・復興に活用可能な補助事業等を把握するとともに、復興基金の設置に備えます。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ 巨大地震等)対策計画	実務を担う 市職員の活動
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

7 経済被害の軽減のための復旧・復興対策

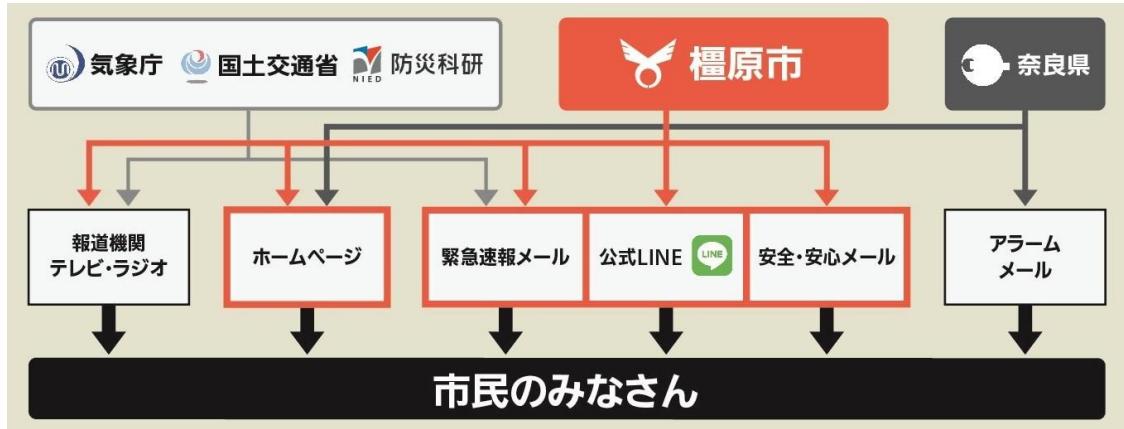
新規制度や個別に実施している貸付制度等に関して、県や関係機関と情報交換を行い、災害発生時に迅速な事業内容の周知ができるよう準備を行います。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第2章 風水害対策

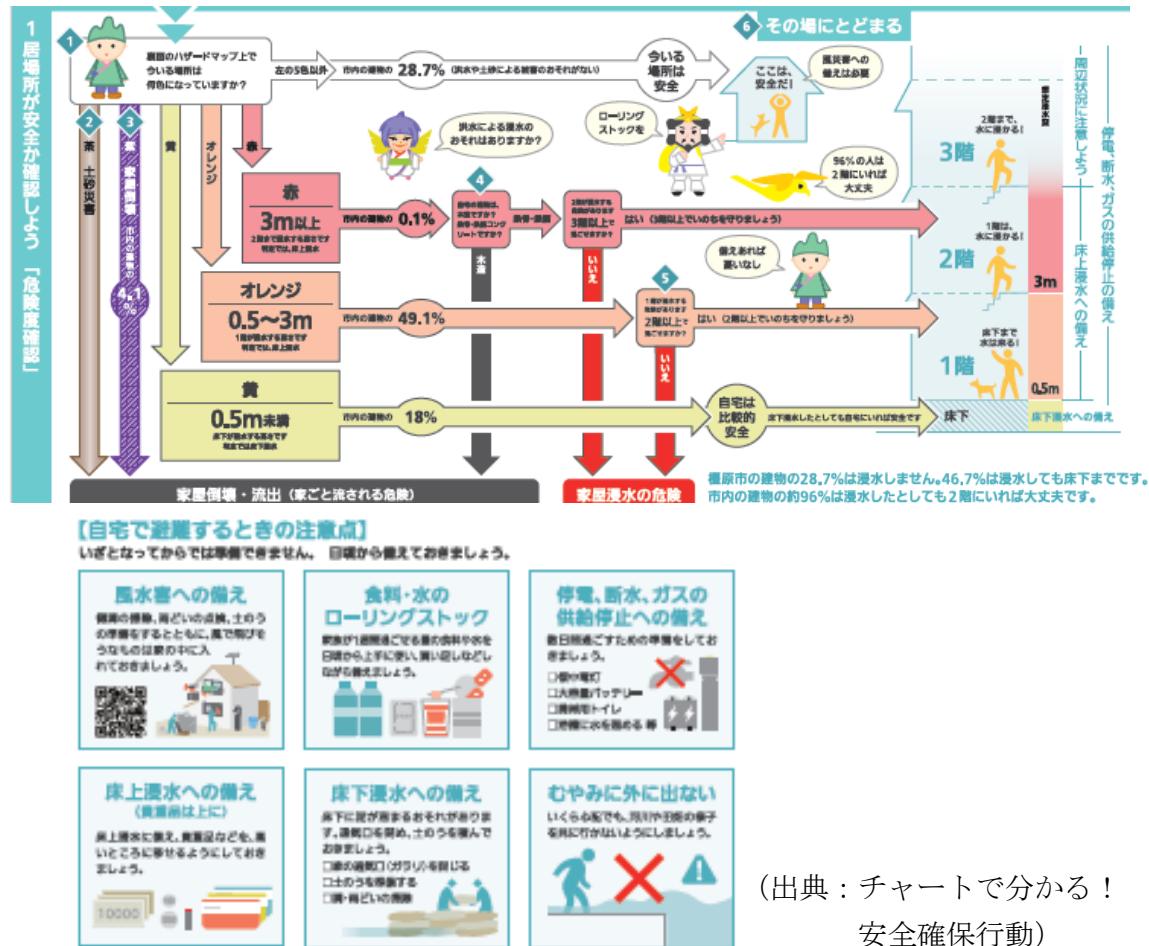
台風や集中豪雨による水害、土砂災害を最小限に抑えるため、施設の点検・整備を進めるとともに、防災に関する情報や避難情報を提供し、市民の安全確保を図ります。

災害時の情報伝達の流れ



(出典: チャートで分かる! 安全確保行動)

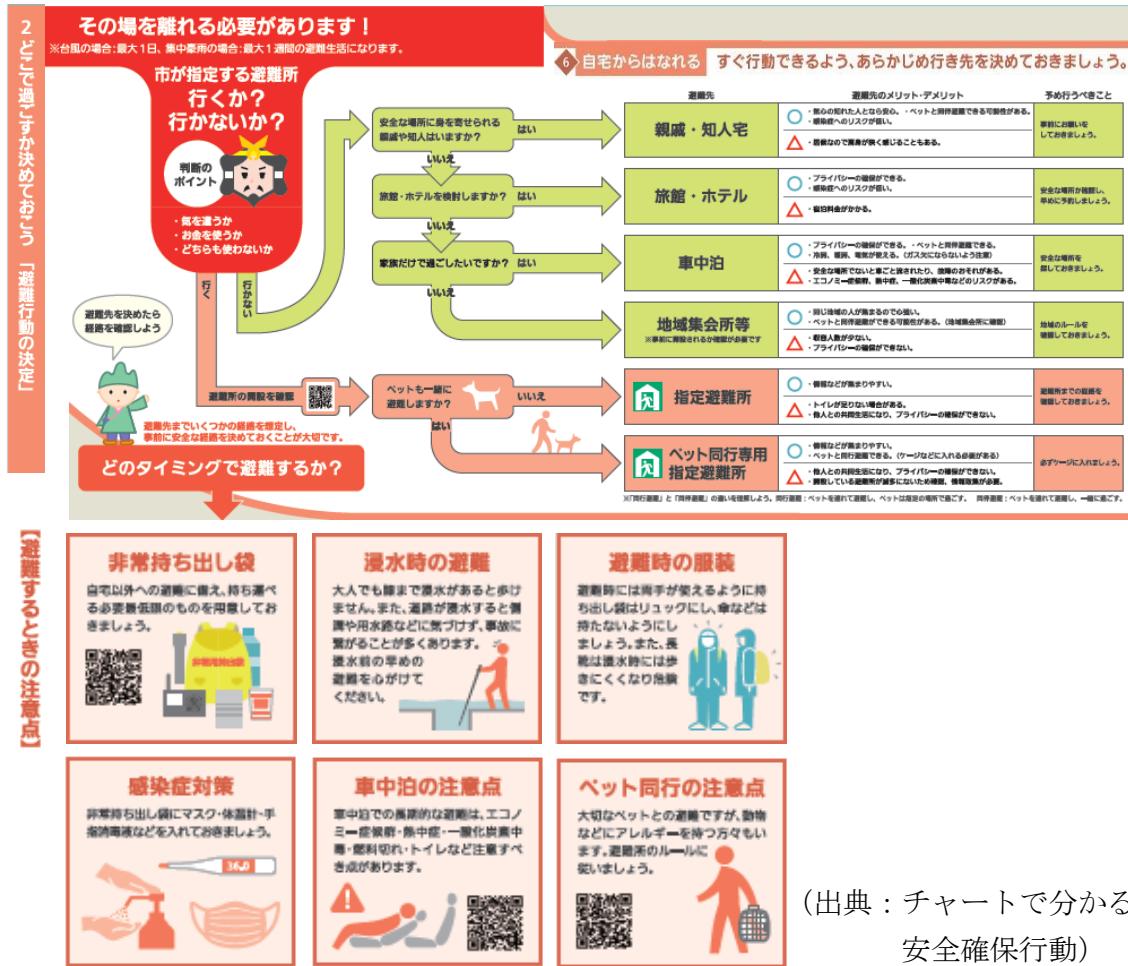
「1. 居場所が安全か確認しよう『危険度確認』」



(出典: チャートで分かる!
安全確保行動)

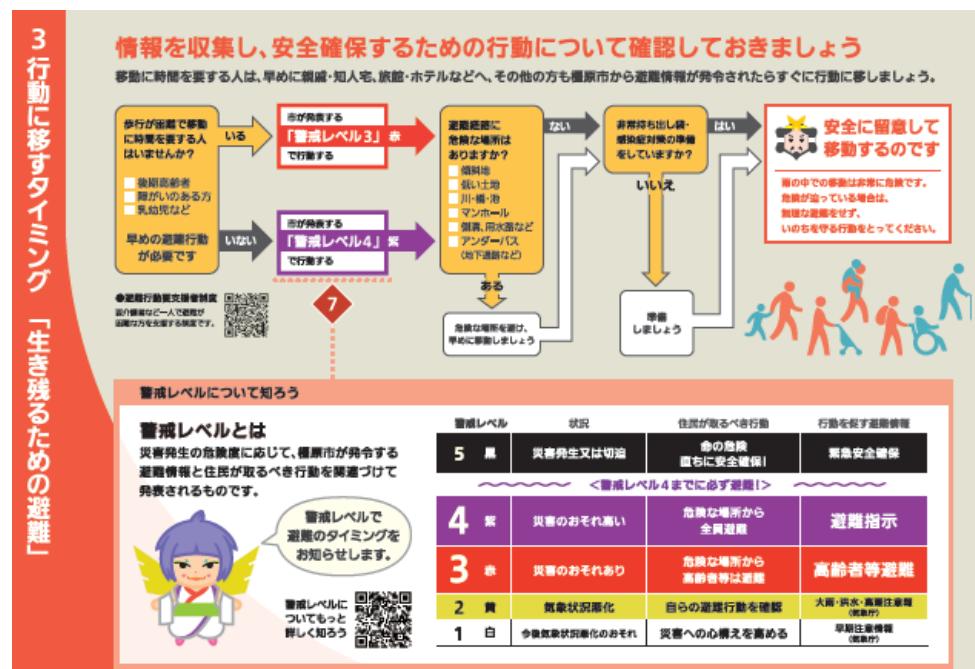
総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

「2. どこで過ごすか決めておこう『避難行動の決定』」



(出典: チャートで分かる!
安全確保行動)

「3. 行動に移すタイミング『生き残るための避難』」

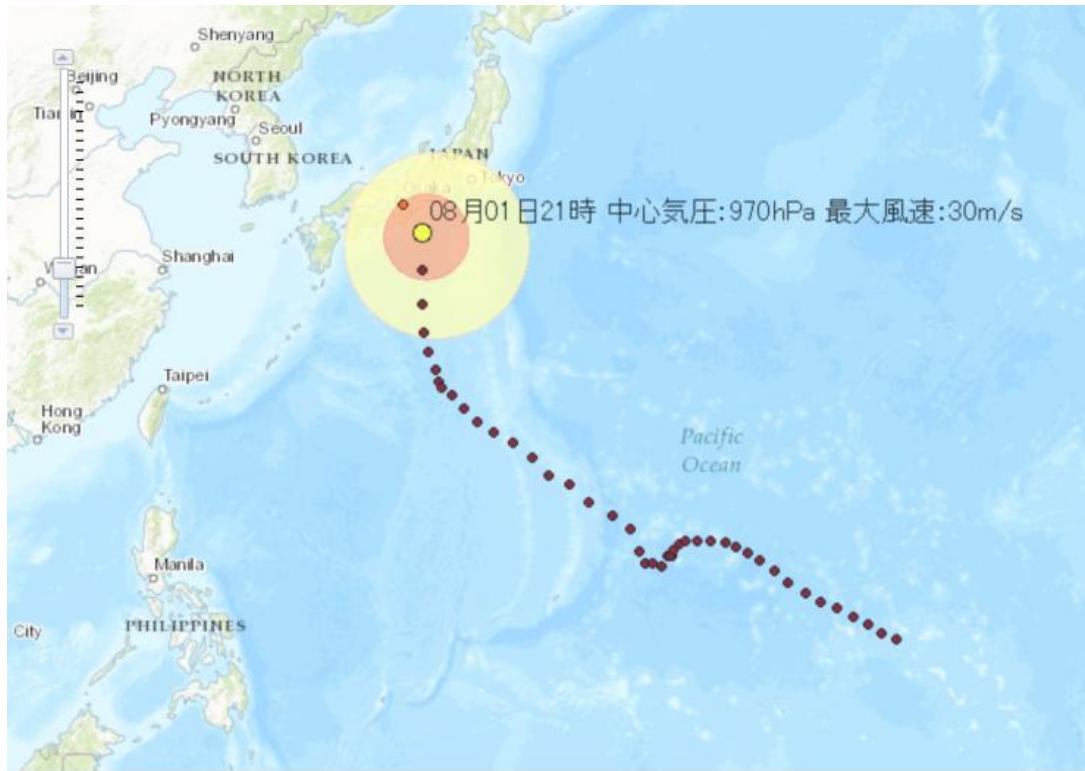


(出典: チャートで分かる! 安全確保行動)

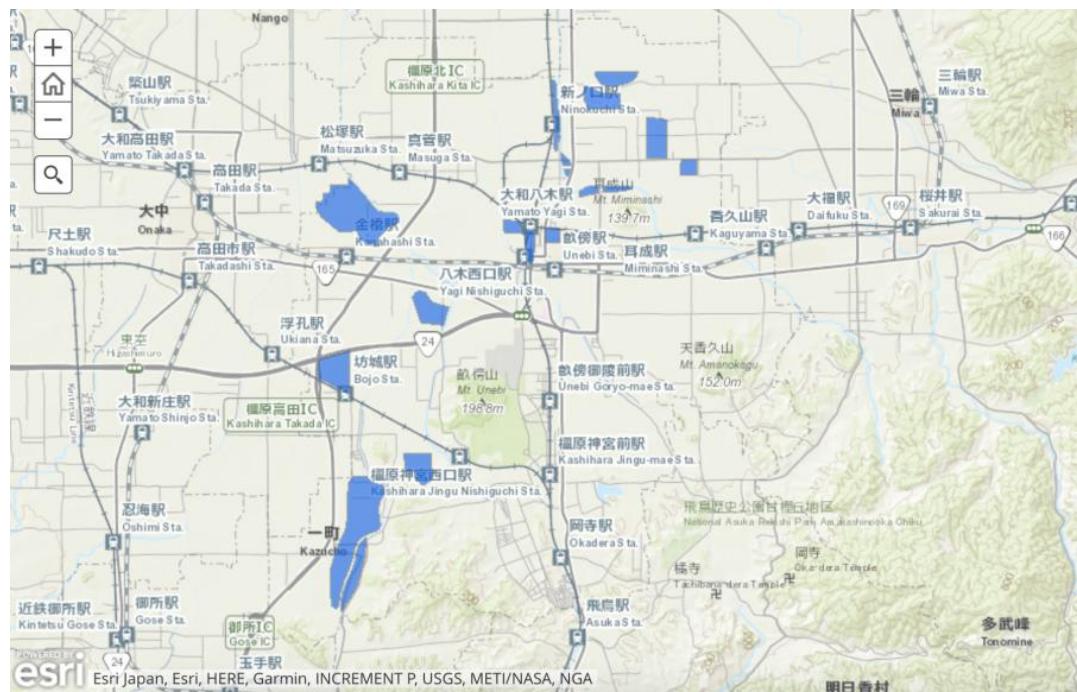
総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第1節 風水害の被害イメージ

昭和 57 年 7 月 24 日に日本の南東海上で発生した台風第 10 号は、8 月 1 日に紀伊半島の南海上を北上、2 日午前 0 時頃渥美半島に上陸し、本市に最接近しました。この台風による総雨量は本市のほぼ全域で 400mm となりました。



この台風により、川西町、坊城駅北側、八木駅周辺、寺田町、曲川町、新賀町、新ノ口駅東側、常盤町から十市町にかけての地域で浸水が発生しました。



総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

今後、この台風と同様の雨量となった場合には、多数の家屋が床下浸水以上となり、5,300 トンにのぼる水害廃棄物が発生、被災者数は1万1千人と予想されます。



総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第2節 水害を予防する

基本方針

市は、県及び関係機関と連携し、水害予防対策を計画的に実施します。

施策項目

1 水害の防止

河川の安全性を高めるため、県が行う事業に協力するほか、所管施設の維持・修繕、河川改良等の事業を推進します。

また、河川の水位上昇に伴う内水による床上・床下浸水被害を解消するため、県と連携して、必要な貯留施設等を適地に整備する事業を推進します。

あわせて、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻繁化に備え、「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「大和川上流部流域治水部会」を活用し、国や県、近隣市町村と減災のための目標を共有するとともに、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進します。

また、災害時の水防活動を円滑に行うため、水防訓練の実施(なるべく出水期前に努め、水防協力団体、水防活動要員等を育成します。

そのほか、市は、洪水ハザードマップにおける中小河川について、県から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知します。

2 水防倉庫、資機材、水防施設の点検・整備

水防活動を円滑に行うため、水防倉庫や資機材、水防施設等の点検・整備に努めます。また、災害時に必要な資機材が調達できるよう、関係業者と協定を締結するなど体制を整備します。

3 農業用排水路や排水施設の点検・整備

農業用排水路や排水施設の安全性を高めるため、県が行う事業に協力するほか、点検・整備に努めます。

また、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、ため池ハザードマップの周知を行います。

あわせて、県と連携し、ため池管理者等に対して、日常の管理・点検実施の指導を行います。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

4 気象及び河川情報システムの活用

気象情報や河川の水位、洪水警報の危険度分布を活用し、気象情報等の収集体制や市民への情報提供体制を整備します。

また、確実に市民に情報が伝達できるよう、可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努めます。なお、情報伝達にあつては、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等とも連携を図ります。

5 警戒避難体制の整備

避難指示等の発令基準・伝達マニュアルを作成するなど、警戒避難体制の整備に努めます。

また、浸水想定区域に係る要配慮者利用施設への災害時の情報伝達体制を整備します。

6 水防活動に関する安全配慮

消防団等の水防資機材の充実を図るとともに、水防活動に携わる者の安全に配慮します。

7 洪水リスクの周知

県と連携して、継続的にハザードマップを作成、配布し、洪水リスクを周知します。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めます。

8 要配慮者利用施設への支援

要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等を定期的に確認し、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るための助言を行います。

市民のみなさまへ

洪水ハザードマップは、指定避難所や災害発生リスクの高い区域を地図に示したものです。

洪水ハザードマップで避難場所や避難経路を確認してください。

特に浸水のおそれがある地域にお住まいの方は、雨が強いときや台風接近時などは、テレビなどで最新の気象情報を確認して、早めの避難を心がけましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第3節 土砂災害を予防する

基本方針

市は、県及び関係機関と連携し、土砂災害予防対策を計画的に実施します。

施策項目

1 土砂災害対策の推進

県の土砂災害対策事業(砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業)に協力するとともに、必要に応じて事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努めます。

2 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域の指定状況、土砂災害警戒情報の発表、土砂災害の前兆現象に関する情報などを活用しながら、警戒避難体制を整備します。

3 土砂災害リスクの周知

県と連携して、土砂災害警戒区域を示したハザードマップにより周知します。

4 市民の防災意識の向上

特に、土砂災害警戒区域が集中的に分布する地域を対象として、積極的な自主防災組織の育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の向上に努めます。

また、国や県が実施する土砂災害に係る防災訓練等に参加し、土砂災害に対する避難体制の強化と防災意識の向上を図ります。

市民のみなさまへ

身近にある土砂災害警戒区域を把握・点検しましょう。また、土砂災害の前兆現象を把握するなど、いざというときに適切な避難ができるようにしておきましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第3章 事故災害対策

危険物事故や大規模災害を防止し、市民の安全確保を図ります。

第1節 危険物施設等の災害を予防する

基本方針

市は、権原消防署と連携して、危険物施設等*の損傷、危険物の飛散・漏洩・爆発・火災等による、広範囲にわたる被害を防止するため、危険物施設の保安体制の強化を図ります。

*危険物施設等には高圧ガス施設、火薬類施設、毒物劇物施設を含みます。

施策項目

1 保安教育の実施

権原消防署と連携して、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況把握に努めます。

2 危険物施設等の安全確保

市は、危険物施設の管理者等に対し、耐震性の確保や緩衝地帯の整備、防災訓練の積極的な実施等を促します。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 震災対策		第2章 風水害対策		第3章 事故災害対策	

第2節 大規模事故災害への備え

基本方針

市は、大規模事故災害*が発生した場合に、直ちに関係機関と連絡をとり、事故災害の被災者の救出救護、付近住民の安全確保等必要な措置を迅速にとれるように備えます。

*本市の大規模事故災害は航空機事故、鉄道事故、自動車事故、林野火災等を想定しています。

施策項目

1 大規模事故災害に備えた体制整備

災害対策活動を円滑に実施するため、大規模事故災害時を想定した職員の非常参考体制や情報収集・連絡体制等を整備します。

2 大規模事故災害に備えた訓練の実施

関係機関が実施する大規模事故災害を想定した訓練への積極的な参加に努めます。

3 林野における出火・延焼防止

林野火災の発生に備えて、権原消防署、県及び林野の所有者等と連携を図り、林野火災予防に必要な環境の整備を検討します。

＜災害応急対策編＞

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る		第4章 応急対策

第1章 災害対応組織の立ち上げ

災害が発生、又は災害発生のおそれがある場合に、市の災害応急対策を円滑に実施するため、あらかじめ災害の種類や程度に応じて定めた体制により職員を配備します。

第1節 配備体制と組織の立ち上げ

目的

地震や風水害の程度に応じた市の災害時の体制（初動体制、災害警戒本部体制、災害対策本部体制）により職員を配備します。

業務一覧

1 配備体制

地震が発生した場合又は風水害・土砂災害のおそれがある場合には、災害の程度に応じた体制（初動体制、災害警戒本部体制、災害対策本部体制）を敷き災害対応にあたります。

体制	地震		風水害			動員数
	参考基準	参考基準	河川水位	避難情報		
初動対応	初動レベル0	震度4	警報級可能性発表	通常水位		約 10 名
	初動レベル1	震度5弱	大雨警報等の発表	通常水位		約 50 名
	初動レベル2		自主避難対応が必要な時		自主避難	約 100 名
	初動レベル3		河川水位が上昇し、危険度が高くなる状況の場合 (総合調整統括判断による)	消防団待機 水位～はん 濫注意水位 土砂災害警 戒情報	高齢者等 避難	約 300 名
	初動レベル4		河川水位が避難判断水位に到達し、災害の危険性が高まった場合(総合調整統括判断による)		避難指示	約 500 名
災害対応	災害対応レベル1 (災害警戒本部)	震度5強 (総合調整統括判断による)	小規模災害発生 (内水氾濫)	はん濫危険 水位	災害発生	約 700 名 (係長級以上 の職員)
	災害対応レベル2 (災害対策本部)	震度6弱以上	大規模災害発生	はん濫・決壊	災害発生	約 900 名 (全職員)

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ 巨大地震等)対策計画	実務を担う 市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る	第4章 応急対策	

2 初動体制の組織及び所掌事務

災害に関する情報を収集し、災害警戒本部や災害対策本部体制への準備を行います。

3 災害警戒本部の組織及び所掌事務、設置・運営基準

災害に関する情報を収集し、巡視や点検等の警戒活動を行うとともに、災害対策本部体制への準備を行います。

4 災害対策本部の組織及び所掌事務、設置・運営基準

被害情報の収集や避難指示等、災害応急対策、二次被害の防止、応急復旧などを行います。

また、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合などに発表される「特別警報」が発表された場合には、災害対策本部（または災害警戒本部）を設置し、全庁的な応急対策を行います。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る	第4章 応急対策	

第2章 災害対応のコーディネート

災害時に、災害応急活動の司令塔としての役割を的確に果たせるよう、災害対策本部の運営にあたります。

第1節 指揮・調整

目的

市域に災害が発生した場合、災害対策を適切に実施するため、災害対策本部長が状況を判断し、災害対策について方針を決定します。

業務一覧

1 状況判断及び決心

災害対策本部長は、災害対策本部を立ち上げ、被災状況を把握し、災害応急活動を指揮します。

2 命令報告・通報

災害対策本部長が状況を判断し、決定した事項を速やかに実施します。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る		第4章 応急対策

第2節 情報収集

目的

災害対策本部長が状況判断し、災害対策方針を決定するために必要な各種情報を収集し、情報をとりまとめます。

業務一覧

1 外部状況の把握

特別相談窓口を設置し、市民からの問い合わせに対応するとともに、市民の被害状況、要望等を把握します。

2 組織内部状況の把握

災害対策本部各部から、人、住宅、公共施設、ライフラインなどの被災状況を把握します。

3 情報のとりまとめ及び報告

外部状況及び内部状況を整理してとりまとめ、災害対策本部会議に報告するとともに、県等にも報告します。

4 災害救助法の適用

市の被害が「災害救助法の適用基準」に該当し、又は該当する見込みがあるときは、県（知事）に報告し、併せて災害救助法の適用を申請します。

5 安否不明者の氏名等の公表

要救護者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行います。

また、県と連携して、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めます。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ 巨大地震等)対策計画	実務を担う 市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る	第4章 応急対策	

第3節 通信

目的

災害時の情報の収集・伝達手段を確保するため、通信手段を確保し、また通信機器の管理・運用を行います。

業務一覧

1 通信手段の確保

災害時の市役所内部及び外部との主要な通信手段である防災行政無線及び電話を使用できる状態にします。

また衛星携帯電話等、他の通信手段も確保します。

なお、県に被害状況等を伝達するときは、奈良県防災情報システムを用います。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る	第4章 応急対策	

第4節 人事管理

目的

災害応急対策を実施するため、配備体制及び動員基準に基づき人員を確保します。

業務一覧

1 人員の確保

職員を動員して、災害応急活動にあたります。

職員だけでは対応できない場合には、応援要員を確保します。

また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を駐車できる空き地などの確保に配慮します。

2 職員の健康管理及び安全確保

災害応急活動にあたる職員の健康に留意するとともに、業務の安全性を確保します。

また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策を徹底します。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る		第4章 応急対策

第5節 物資調達・輸送管理

目的

被災者の生活を維持するため、備蓄物資の活用や県、民間業者等への協力要請により、必要な物資を調達します。

また、物資を円滑に輸送するため、緊急車両などの輸送手段を確保します。

業務一覧

1 物資調達

被災者の生活に必要な食料・生活必需品などを、備蓄物資の活用や県、民間業者等への協力要請により調達します。

被災者への物資の供給にあたっては、県と迅速かつ緊密に正確な情報交換を行います。なお、情報交換にあたっては、新物資システム（B-P L o）を活用します。

2 輸送管理

物資輸送のため、車両等の輸送手段や物資集積地等を確保します。また必要に応じて、ヘリコプター等の航空輸送手段を確保します。

3 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路を確保するため、必要に応じて、交通規制を要請します。

緊急輸送道路が途絶したときは、関係機関の協力を得て、道路における障害物の除去、道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に実施します。

また、放置車両や立ち往生車両が緊急輸送道路の通行を妨げるときは、運転者等に対し移動を命じ、運転者がいないときは、道路管理者が車両の移動を実施します。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る		第4章 応急対策

第6節 部外連絡協力及び広報

目的

市職員だけで災害への対応が不可能な場合には、県及び防災関係機関、自衛隊、他市町村等に応援要請を行い、人的支援を受入れます。

また市民の不安を払拭し、被災後の生活に必要な情報を提供するため、被害状況及び災害応急対策の内容について、市民への広報を実施します。

業務一覧

1 部外連絡協力

災害応急対策を実施する上で、市だけでは対応が不可能と判断した場合には、速やかに関係機関（県・他市町村、協定締結市、自衛隊、緊急消防援助隊及び他の防災機関等）へ応援要請を行います。

また、関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう、受援体制を整備します。

2 広報

各種の広報手段を活用し、また報道機関や自治会等の協力を得て、市民に必要な情報を提供します。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ 巨大地震等)対策計画	実務を担う 市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る	第4章 応急対策	

第7節 会計庶務

目的

災害応急活動が円滑に実施できるように、適切な会計処理や庶務業務を実施します。

業務一覧

1 会計

災害救助法に基づく応急対策等に伴う会計処理を、円滑かつ適正に実施します。

2 庶務

災害対策活動を円滑に実施するために、事務用品や備品の供給、職員に対する水・食料等を確保します。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る		第4章 応急対策

第3章 いのちを守る

災害から「いのちを守る」ため、関係機関と連携をとり、応急対策を速やかに実施します。

第1節 風水害及び土砂災害警戒活動

目的

大雨や台風、土砂の流出や崩壊による被害を軽減するため、正確な気象情報等を収集し、状況に応じた監視・警戒活動を実施します。

業務一覧

1 風水害警戒活動

消防団と連携して、雨量・水位、気象情報などを収集し、監視・警戒活動にあたります。また、河川管理者、ため池・水門の管理者とも連携を取り、水防活動にあたります。

2 土砂災害警戒活動

土砂災害による被害を防止、軽減するため、土砂災害警戒情報や雨量、気象情報などを収集し、監視・警戒活動にあたります。

市民のみなさまへ

強い雨や長雨のときは、気象庁が発表する気象情報などに注意してください。

また、河川の増水や氾濫、土砂災害の前兆など異常な現象に気づいたら、周囲の人や市役所又は消防署に知らせ、いち早く安全な場所に避難してください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る		第4章 応急対策

第2節 避難支援

目的

災害による人的な被害を防止するため、指示等を発表した場合、市民に迅速・的確に伝達します。

また市民の安全確保のため避難が必要な場合には、要配慮者に配慮して避難を促し、指定緊急避難場所^{※1}・指定避難所^{※2}を開設します。

※1 指定緊急避難場所：災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるために避難する場所

※2 指定避難所：災害の危険性があり避難した住民や災害により家に戻れなくなった住民等が滞在するための施設

業務一覧

1 避難指示等の発令

災害対策本部長は、水害や土砂災害などによる人的被害を防止するため、発令基準にのっとって、避難指示等を発令します。

なお、避難指示等の発令にあたっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言を活用し、適切に判断を行います。

対象地域の適切な設定に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合は、避難行動をとりやすい時間帯での高齢者等避難の発令に努めます。

災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋外安全確保」といった適切な避難行動がとれるように努めます。

2 避難指示等の伝達

避難指示等は、消防団や警察、対象地区の自治会や自主防災組織、要配慮者利用施設などに連絡するとともに、複数の広報手段を活用して市民に伝達します。

情報伝達の際は、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努めます。

3 避難誘導

避難は集団避難を基本とし、避難誘導は消防団や警察、対象地区の自治会や自主防災組織に協力を求めて実施します。

特に要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難を促します。

また、聴覚障がい者に対しては、戸別受信機（文字表示端末）を活用し、災害時の情報や避難誘導等ができるよう努めます。

外国人向けには、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供に努めます。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る		第4章 応急対策

4 指定緊急避難場所・指定避難所開設

避難指示等を発表した場合は、速やかに指定緊急避難場所・指定避難所を開設し、避難した市民を受入れます。

特定の指定避難所に避難者が集中し、受入人数を超えることを防ぐため、ホームページや権原市安全・安心メール、SNS等の多様な手段を活用して、避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めます。

5 避難所の追加開設

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページや権原市安全・安心メール、SNS等の多様な手段を活用して周知するよう努めます。

6 広域避難

災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域的な避難が必要な場合、県内及び県外の他市町村と避難誘導について協議を行います。

また、他の市町村からの避難者を受け入れる場合、あらかじめ受け入れ施設等を決定しておくよう努めます。

7 林野火災における避難・誘導

林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行うとともに、森林内の滞在者には速やかに退去するよう呼びかけます。

市民のみなさまへ

お住まいの地域に避難指示等が発令された場合には、状況を見極めて避難してください。状況によっては、自宅の2階や近くの高い建物に避難することが適切な場合もあります。また、お年寄りや障がいのある人など避難に時間がかかる人は、移動時間を考えて早めの行動を心がけてください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る		第4章 応急対策

第3節 救出救助

目的

災害による家屋の倒壊や土砂崩れ等により人的被害が発生した場合、消防、警察、消防団が連携して、直ちに救出救助活動を実施するとともに、被災した家屋の住民や要配慮者の安否確認を実施します。

業務一覧

1 人命救助活動

消防団は、警察や奈良県広域消防組合と連絡を取り、協力して救出にあたります。

2 行方不明者の捜索

消防団は、警察や奈良県広域消防組合と連絡を取り、地域住民の協力を得て、行方不明者の捜索にあたります。

3 地域住民との連携

地域住民や事業所は、消防組合が到着するまでの間、安全確保に配慮して救出救助にあたります。

市民のみなさまへ

大規模災害発生時は、家屋の倒壊や土砂崩れなどにより多数の生き埋め者が発生し、公的防災機関だけでは十分な救出救助活動ができないことが予想されるため、地域住民や事業所による協力が必要になります。

なお、過去の災害の教訓から、生存者を救出できる期間は、災害発生時から概ね3日間が目安となります。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る		第4章 応急対策

第4節 消火活動

目的

火災状況を早期に把握し、迅速に消火活動にあたり、初期消火と延焼拡大防止にあたります。

また消防団及び自主防災組織等は奈良県広域消防組合と連携して初期消火にあたります。

業務一覧

1 消火活動

消防団は、奈良県広域消防組合と協力し、消火と延焼の防止にあたります。

また、地域住民や事業所は、消防組合が到着するまでの間、自らの安全に配慮して初期消火にあたります。

市民のみなさまへ

大規模地震発生時は、火災が多数発生し、公的防災機関だけでは十分な消火活動ができないことが予想されるため、地域住民や事業所による初期消火が重要になります。

ただし、火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難してください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る		第4章 応急対策

第5節 応急医療対策

目的

被災した傷病者に対する応急医療を実施するため、救護所の設置や、重篤の傷病者の病院への搬送など応急医療対策活動を迅速に実施します。

また、災害時における病院機能の状況把握や医薬品を確保するため、医療情報を収集します。

業務一覧

1 被災状況の把握

市内の人的被害状況や医療機関の被害状況について把握し、救護所の設置や救護隊の派遣依頼について判断します。

2 現地医療対策

被災した市民に対して、現地医療活動を行う必要がある場合には、医師会や日本赤十字社など関係機関に救護隊の派遣を要請し、救護所を開設します。

3 後方医療対策

救護所で対応できない重症患者を受入れ可能な医療機関に搬送します。

4 医薬品の調達・確保

日本赤十字社や医師会などの協力により、医療救護活動に必要な医薬品や医療資機材などを確保します。

5 要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）への支援

災害時において継続的な医療支援が必要となる要継続的医療支援者に対して、人工透析患者、人工呼吸器等使用者及びその他の要継続的医療支援者の情報把握並びに必要な医療支援を受けるため、医療機関への情報提供等の連携に努めます。

6 小児・周産期領域の患者への支援

県保健所と連携して、県内の産科施設の被災状況、稼働状況等の把握に努めます。

市民のみなさまへ

大規模災害発生時は、負傷者が多数発生し、十分な医療を受けることが困難な状況が予想されます。

日ごろより、かしはら安心パークや樅原消防署の講習会等に参加するなどして応急手当の知識と技術を身につけ、できる範囲で応急手当に協力してください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る		第4章 応急対策

第6節 二次災害の防止

目的

被災した建築物や構造物の事後倒壊、がけ崩れ等による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定による建築物の危険度調査、橋梁等構造物の安全確認、危険物施設の有害物質漏洩による危険の有無など必要な調査確認作業を迅速に実施します。

業務一覧

1 公共土木施設の二次災害防止

道路や橋梁、河川など公共土木施設の被害状況を把握し、危険箇所の発見に努め、必要に応じて立入制限などの措置を講じます。

2 危険物施設の二次災害防止

爆発、危険物の漏洩などによる二次災害を防止するため、施設の管理者に点検及び応急措置を講じるよう要請します。

3 応急危険度判定

地震後、被害状況を把握し、必要に応じて被災建築物応急危険度判定や被災宅地応急危険度判定を実施します。

4 市有建築物の被害調査

市有建築物について被害状況を調査し、必要に応じて応急措置を実施し、倒壊などの危険性のある場合には、立ち入り禁止措置や避難を指示します。

市民のみなさまへ

地震等により被災した建築物や構造物は、崩れやすい状態となり、その後の余震や降雨による二次災害の危険があります。

防災関係機関が警戒区域等を設定して、立入禁止措置や避難を指示したときは、危険な場所に近寄らないようにしてください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る		第4章 応急対策

第7節 遺体の収容・処理及び埋火葬

目的

災害により犠牲となった遺体の収容と、遺族側で対応が困難な遺体の処理及び埋火葬を実施します。

業務一覧

1 遺体の収容

人的な被害状況を把握し、遺体安置所を確保します。

遺体の安置に必要な物品を調達し、警察官の検視又は医師の検案を終えた遺体を収容します。

2 遺体の処理

必要に応じて遺体の処理を行い、身元の判明した遺体は遺族に引き渡します。

3 遺体の火葬

遺族で埋火葬が困難又は不可能な場合には、遺体の火葬を行います。

4 奈良県葬祭業協同組合との連携

協定締結先である奈良県葬祭業協同組合と連携し、遺体対策・対応を遅延なく実施します。

5 臨時窓口の設置

大規模災害により多数の死者が生じた際の、死亡届や埋葬許可業務などに対応するため、臨時窓口を設置します。

市民のみなさまへ

遺体安置所では、遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、納棺等が行われます。

原則、関係者以外の立入りは禁止されますが、身元確認のために立入許可されたときは、市職員や施設職員の指示に従ってください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る		第4章 応急対策

第8節 帰宅困難者・被災観光客対応

目的

本市滞在中に被災した帰宅困難者及び被災観光客に対して、支援場所の設置や飲料水の確保等、必要な対応を実施します。

また、鉄道事業者と連携し、必要な情報提供を行えるよう体制を整えます。

業務一覧

1 帰宅困難者・被災観光客への対応

被災した帰宅困難者・被災観光客の状況を把握し、必要に応じて支援場所や飲料水等を確保します。

県と連携して、大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI (ナビ)」の活用について周知を図ります。

また、鉄道事業者と連携を図り、鉄道運行の再開状況など必要な情報の提供を行います。

2 観光客への避難誘導

観光客(外国人も含む)については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行います。

3 企業等における対応

企業等に対して、従業員等がむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行うとともに、集客施設等の管理者に対しては、利用者の誘導体制の整備を促します。

市民のみなさまへ

市外の職場や学校について、大規模地震発生による鉄道の運休等により帰宅できない場合は、むやみに行動せず、職場や学校にとどまってください。

なお、地域住民は、駅周辺に滞留している帰宅困難者や被災観光客等の避難所への誘導に協力を願いします。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る		第4章 応急対策

第4章 応急対策

被災後の市民生活を確立するために、被災者の生活支援や要配慮者支援、ライフライン・交通の確保、廃棄物・し尿処理等の応急対策を速やかに実施します。

第1節 被災者の生活支援

目的

被災者の生活を確立するため、当面の生活場所である避難所を運営するとともに、必要な生活物資を提供します。

また良好な衛生状態と安全を確保し、被災者の健康を維持するために、保健衛生活動や防犯対策を実施します。

業務一覧

1 避難所の運営

避難所の運営は、施設管理者の協力を得て、住民組織の自主的な活動により行うことを基本とします。なお、避難所の運営にあたっては、誰もが健康を維持することができる環境であることに努めます。

また、避難所における正確な情報の伝達、食料や飲料水等の配布、清掃等については、自治会や自主防災組織などが主体となり避難所運営を実施するとともに、専門性を有したN P O・ボランティア、他の地方公共団体などに対し協力を求めます。

2 多様な視点を取り入れた運営管理

女性やこども等に対する性暴力・D Vの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置することを目指すとともに、性的マイノリティが利用しやすいように多目的トイレの設置や個人ごとに入浴できる時間帯の設定などに配慮します。

生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・D Vについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性及び性的マイノリティや子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努めます。

また、こども・若者の居場所の確保として、キッズスペースや学習スペースの設置なども検討します。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る		第4章 応急対策

3 緊急物資の確保と配分

災害による家屋の倒壊、焼失などにより、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資の供給を行います。

また、被災者に迅速かつ適切に救援物資を配布します。

4 保健衛生活動

避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策及び食中毒の発生を予防するために、避難者の健康管理や衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めます。

また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、庁内担当部局において避難所の運営に必要な情報を共有します。

また、必要に応じて入浴施設を確保します。

5 防犯対策

市内の安全を確保するため、犯罪に関する情報を市民に広報します。

6 在宅被災者等への支援体制の整備

市は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行います。

また、保健活動については、以下の事項に留意します。

- (1) 在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行います。
- (2) 在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行います。
- (3) 在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所に報告します。

7 車中泊への対応

避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対して、健康管理対策や食事配給時間などの情報提供、車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の推奨等を行います。

8 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、他の自治体と調整を図ります。

あわせて、市は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報共有を行います。また、広域一時滞在の被災者を受け入れた場合は、被災者に対して必要な支援情報を提供します。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ 巨大地震等)対策計画	実務を担う 市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る	第4章 応急対策	

9 ペットの災害対策

ペットの飼養者に、避難の際は動物の同行と適切な管理を促します。

また、特定動物（例：ワニ、クマ等）が逸走等の事態が生じている場合は、県と連携して付近の住民に周知を行います。なお、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請します。

市民のみなさまへ

市は、指定避難所において、緊急物資の確保と配分、保健衛生活動等を実施します。

避難者となったときは、樫原市避難所運営マニュアルを参考にさまざまな役割を分担し、協力して避難所を自主運営してください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る		第4章 応急対策

第2節 要配慮者支援

目的

要配慮者（災害の発生に際し、自力避難が困難な高齢者、障がい者等）の避難支援や安否確認などにより安全を確保するとともに、生活に配慮した福祉避難所や食料・物資等を提供し、被災後も安心して生活できるように支援を行います。

業務一覧

1 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握

災害時には在宅の要配慮者の安否確認や健康状態の確認を行うとともに、被災状況を把握します。

2 要配慮者への支援

要配慮者の避難支援や、巡回健康・福祉相談などによる在宅生活を支援するとともに、必要に応じて要配慮者等一般的な避難所では生活に支障をきたす方を対象に、専用スペースの開設又は特別に配慮が必要な方への福祉避難所開設を準備します。

あわせて、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報については、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文や、ピクトグラムによる案内板等の掲示に努めます。

3 要配慮者利用施設の避難対策

要配慮者利用施設の利用者が安全に避難できるよう、施設管理者に対して速やかに避難情報を伝達します。

また、要配慮者利用施設の被災状況を把握します。

4 在宅避難の要配慮者への支援

在宅避難の要配慮者へは、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように努めます。

市民のみなさまへ

災害の発生などにより避難するときは、地域で協力して、高齢者、障がい者等の要配慮者の安否を確認し、避難の手助けをお願いします

また、避難所における避難生活では、要配慮者には避難所内でも暖かいところなどを優先的に提供するほか、食料の供給や各種情報の伝達、避難所内の移動など、できる限りの援助をお願いします。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る		第4章 応急対策

第3節 ライフライン・交通の確保

目的

上下水道など市民生活の維持に必要なライフラインや道路を迅速に復旧します。

業務一覧

1 市道の応急復旧

道路の被災状況を調査し、必要に応じて交通規制を実施します。
緊急輸送道路を確保するため、優先順位をつけて道路の応急復旧を行います。

2 水道の応急復旧

水道事業者と水道施設の被災状況、断水状況を調査し、必要に応じてバルブ閉鎖などの緊急措置を講じます。
また、上下水道一体となり水道施設の応急復旧を行います。

3 下水道の応急復旧

公共下水道施設の被災状況を調査し、優先順位をつけて応急復旧を行います。

4 公共土木施設・建築物等の応急復旧

公共土木施設、公共施設、農業施設について被災状況を調査し、優先順位をつけて応急復旧を行います。

5 ライフライン施設等の関係機関との情報共有

市は、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、必要に応じて、国や県、ライフライン事業者等が開催する会議に出席し、対応方針等の策定に協力します。

市民のみなさまへ

大規模災害発生時には、できるだけ車両の使用を控えるように努めてください。また、車両の交通規制が行われている道路においては、交通規制に従ってください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る		第4章 応急対策

第4節 廃棄物・し尿処理

目的

災害により発生した膨大な廃棄物を迅速に処理するとともに、被災後のし尿処理を適切に実施し、衛生的な生活環境を確保します。

業務一覧

1 一般廃棄物処理

家屋の被災状況や処理施設の被害状況を把握し、一般ごみ(生活ごみ・粗大ごみ)の処理計画を策定して、処理計画に基づき収集・運搬・処理業務を実施します。

また市民に対して、一般ごみの集積場所、集積日時、ごみの処理方法などについて広報します。

2 し尿処理

避難者数や上下水道、電気などのライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、処理計画に基づき収集・運搬・処理業務を実施します。

仮設トイレ設置場所の施設管理者や避難所の住民と協力して、仮設トイレの衛生状態の保持に努めます。

指定避難所のトイレ不足に対応するため、トイレトラックの巡回体制を整えます。また、簡易トイレの汚物の処理について、集積場所の確保に努めます。

市民のみなさまへ

災害時に市が指定するルールに従って、ごみの分別や集積場所の徹底、避難所等における仮設トイレの維持管理に協力してください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る		第4章 応急対策

第5節 ボランティア

目的

被災後の応急復旧対策を円滑に進めるため、ボランティア活動を積極的に支援します。ボランティア活動の中心となるボランティアセンターの設置やボランティアの活動拠点の確保など、ボランティアの受入れに必要な対策を速やかに実施します。

業務一覧

1 災害ボランティアセンターの開設

権原市社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体、N P O等の関係機関・関係団体の参画を得ながら、災害時のボランティア活動の中心となる災害ボランティアセンターを開設し、運営に必要な資機材を確保します。

2 ボランティア活動の支援

必要に応じて災害ボランティアセンターにスタッフを派遣し、県災害ボランティア本部と連携を図りながら災害ボランティアセンターの運営を支援します。

また、権原市社会福祉協議会が主体となり、市内外から被災地入りしているボランティア団体及びN P O等と連携を図り、被災者のニーズやボランティア活動希望者とのマッチングを支援します。

3 情報収集・情報提供

被害に関する情報、避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、市災害ボランティアセンターに提供し、ボランティアへの広報・周知を図ります。

また、災害時の被災地情報や状況を把握し速やかに発信するため、I C TやS N S等の活用を図ります。

市民のみなさまへ

災害ボランティアは、必ずしも市外の方に限られたものではありません。

市が被災地となった場合でも、外部からのボランティアたちのガイド役、被災者とボランティアとの橋渡し役などを担っていただくことが期待されます。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害対応組織の立ち上げ	第2章 災害対応のコーディネート		第3章 いのちを守る		第4章 応急対策

第6節 文化財

目的

文化財の被災状況を調査し、所有者や管理者と協力して被災文化財の応急処置を実施します。市独自での対応が困難な場合は、県へ応援を要請します。

業務一覧

1 文化財の被災状況調査

指定・登録等の文化財の現地調査を実施し、県に被災状況を報告します。

2 被災文化財の応急措置計画

文化財の被災状況調査の結果から、被災文化財応急措置計画を作成します。

3 被災文化財の応急措置

文化財の廃棄や散逸を防ぐため、文化財の所有者や管理者と協力し、被災文化財応急措置計画に基づいた応急措置の実施に努めます。

市民のみなさまへ

所有者に限らず文化財の被災を発見された時は、その状況を市にご報告してください。

＜災害復旧・復興編＞

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害復旧	第2章 生活再建支援			第3章 災害復興	

第1章 災害復旧

被災した市民や被災産業ができるだけ早く再建に取り組むことができるよう、がれき処理や学校教育の再開、風評被害対策、公共施設の復旧等の災害復旧事業を実施します。

第1節 がれき処理

目的

災害により発生したがれきを迅速に処理するため、がれきの処分地、がれきの中間保管地、がれき運搬ルートなどからなるがれき処理計画を迅速に作成し、速やかに処理を実施します。なお、市独自での処理が困難な場合は、県及び他市町村に応援を要請します。

業務一覧

1 がれき処理計画の作成

家屋の被災状況について把握し、がれきの発生量を推計し、仮置場、分別区分、処分場、運搬・搬入方法などを検討し、処理計画を作成します。

2 がれき処理についての広報

市民に対して、がれきの処理方法について広報するとともに、相談に応じます。

3 がれきの処理

がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬します。

また、アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染を未然に防ぐため、県からアスベスト露出等の情報提供を受け、人命救助や障害物撤去等初動対応における従事者・周辺住民等へ、アスベストのばく露防止に関する注意喚起を行います。

市民のみなさまへ

被災した家屋の解体には、災害の程度により、国が撤去費用を支援することがありますので、市の被災者相談窓口にお問い合わせください。

なお、廃棄物の野焼きは、ダイオキシンなど有害物質を出すおそれがあるため法律で禁止されています。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ 巨大地震等)対策計画	実務を担う 市職員の活動
第1章 災害復旧		第2章 生活再建支援		第3章 災害復興	

第2節 学校教育再開

目的

被災後の学校教育については、園児・児童・生徒の被災状況、学校施設の被災状況、学校施設の避難所としての使用状況等を勘案し、応急教育を実施します。

なお、被災後の応急対策の実施状況や学校施設の使用状況を踏まえて、できるだけ速やかに学校教育を再開します。

業務一覧

1 応急教育の実施

学校施設の被災状況を把握し、通常の教育が実施できない場合は、施設の状況に応じて応急教育（短縮授業、二部授業、分散授業など）を実施します。

2 学校給食の実施

学校給食は、被害を受けても応急措置を講じてできるかぎり継続実施に努めます。

3 就学援助

被災により就学が困難になった園児・児童・生徒に対し、就学援助費の支給や学用品の支給などの援助を実施します。

4 園児・児童・生徒の健康管理

被災した園児・児童・生徒の健康管理・カウンセリングを、県教育委員会や中和保健所と連携して実施します。

市民のみなさまへ

被災地の公立小・中学校等は避難所として使用するため、一定期間、休校になることがあります。学校教育の再開時期や就学援助等の救済措置に関する詳しい内容は、市や通学先の学校にお問い合わせください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害復旧		第2章 生活再建支援		第3章 災害復興	

第3節 風評被害対策

目的

被災後の産業の復旧を図るため、農産物の安全性や観光地としての安全性・快適性等について市内外に対し適切に情報発信するなど、産業への打撃となる風評被害への対策を実施します。

業務一覧

1 風評被害対策

風評被害等の発生を抑制するため、被災地域の情報が正確かつ適切に発信され、容易に入手できる環境を整備します。

災害後の風評被害の実態を把握し、必要に応じて風評被害対策会議を開催のうえ、風評被害の早期解決に取り組みます。

また、偽情報・誤情報については、関係機関と相互に情報を交換するなど緊密な連絡を図り、流通・拡散の状況把握や混乱の防止に取り組みます。

あわせて、被災者等の適切な判断や行動に向けた支援として、多様な媒体を活用した広報活動や的確な情報を入手するための注意喚起などを行います。

市民のみなさまへ

これまでの大規模災害時には、さまざまな風評被害がありました。

災害時には、テレビやラジオなどの公共放送や市が発信する生活関連情報等から正確な情報を得るようしましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害復旧		第2章 生活再建支援		第3章 災害復興	

第4節 公共施設・文化財の復旧

目的

被災した道路・河川、学校、公営住宅、水道、下水道等の施設を速やかに復旧し、市民の生活基盤の整備を進めます。

また、市民の共通の財産である文化財については、所有者や管理者と協力し、復旧対策を推進します。

業務一覧

1 公共施設等の復旧

被災した公共施設や都市施設について、災害復旧計画を策定し速やかに復旧を進めます。

災害復旧事業は、国の負担や補助を受けて実施します。特に大規模な被害が発生した場合は、激甚災害制度適用の指定を受け復旧事業を実施します。

2 文化財の復旧

文化財の所有者や管理者とともに被災文化財復旧計画を作成し、復旧事業にあたります。

なお、文化財の復旧事業には、国や県などに補助を要請します。

市民のみなさまへ

文化財は、所有者や地域住民の努力により、長期にわたり災害等から守られて今日まで受け継がれてきました。

地域の文化財が被災した場合には、市、所有者や管理者など、地域が一体となって文化財の復旧を推進しましょう。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害復旧	第2章 生活再建支援			第3章 災害復興	

第2章 生活再建支援

災害から一日も早く復興を成し遂げるために、被災者自らが生活再建への意欲を持ち、取り組んでいけるように、さまざまな支援制度の活用を図りながら生活の再建・安定に向けた支援を行います。

第1節 り災証明

目的

災害による被害規模を把握し、被災程度を認定するために、被害家屋の調査を行い、迅速・的確にり災証明を発行します。

業務一覧

1 被災家屋の調査・被害認定

被災家屋の調査・被害認定の体制を整備し現地調査を実施します。

被害認定調査を行うにあたっては、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法を検討します。

被災家屋の調査・被害認定に従事する職員が不足する場合は、県や他市町村、応援協定締結先に応援を要請します。

家屋の被害程度（全壊、半壊等）は、基準に従って認定します。

2 り災証明書の発行体制の整備

住家被害認定調査やり災証明書の交付担当部局、応急危険度判定担当部局が、非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後の応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるように努めます。

3 り災証明書の発行

被災家屋の調査・認定の結果をまとめた被災者台帳を作成し、被害を受けた居住者等の申請により、り災証明を発行します。

市民のみなさまへ

り災証明書は、被災者の住宅が被災した事実を公的に認める証明書であり、保険金や被災者救護施策の受給資格を決める根拠となります。

被害の程度により支援内容が異なる場合がありますので、市の被災者相談窓口にお問い合わせください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害復旧	第2章 生活再建支援			第3章 災害復興	

第2節 生活再建支援

目的

被災者が意欲を持って生活再建に取り組めるよう、被災者相談窓口の設置や各種の支援制度や義援金の活用、住宅対策により、生活再建支援を実施します。

業務一覧

1 被災者の生活支援

被災者に対して、各種支援制度を広報するとともに、被災者相談窓口を設置し、相談に応じます。また、災害によって生じた夫婦やパートナー関係にあるもの、親子関係や避難所等における女性や性的マイノリティ独自の悩みについては、相談体制の整備に努めます。

被害の程度に応じて、災害見舞金などの給付・貸付、被災者生活支援金の支給、市税の減免・徴収猶予、住宅に関する相談等の生活支援を行います。

そのほか、被災者等の見守りや相談の機会、被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めます。

2 義援金の受入れ・配分

義援金の受入れが必要と判断した場合には、義援金の送金・振込などに関する情報を広報し、募集を行います。

義援金の配分基準、配分方法は、義援金配分委員会などで協議して決定します。

3 住宅対策

被災した市民の住宅を確保するため、県と協力して相談体制の整備や応急修理の推進、公営住宅等の一時提供及び民間賃貸住宅借上げなどを行います。なお、既存住宅ストックの活用が困難な場合は、応急仮設住宅の建設を県に要請し、被災者の応急的な住まいを早期に確保します。

また、応急仮設住宅を供給する際は、地域の既存住宅ストックの状況とあわせて、避難者の状況やコミュニティの確保等に配慮します。

5 住宅の応急修理

被災した市民の住宅を確保するため、県と協力して被災住宅の応急修理を実施します。また、適切な管理のなされていない空家等のうち緊急に安全を確保する必要があるものに対し、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の必要最小限の措置を行います。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ 巨大地震等)対策計画	実務を担う 市職員の活動
第1章 災害復旧	第2章 生活再建支援			第3章 災害復興	

6 中小企業の支援対策

被災した中小企業を早期に支援するため、被害を受けた事業者を対象とした相談受付やニーズの把握を行い、樅原商工会議所等と連携して被害状況の迅速な把握や、県への報告体制の整備に努めます。

市民のみなさまへ

行政が支援する被災者の生活再建支援内容は多岐にわたります。

具体的な支援内容や申請手続きについては、市の被災者相談窓口にお問い合わせください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 災害復旧		第2章 生活再建支援		第3章 災害復興	

第3章 災害復興

災害後、速やかに被災者の生活再建や施設の復旧等に取り組みます。

一方、災害による被害が甚大な場合には、従前の都市に復旧するだけではなく、市民が暮らしやすく、安心して住み続けることができる防災まちづくり（災害復興）に取り組みます。

第1節 災害復興計画の策定

目的

被災後の市の再建を計画的・総合的に進め、防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図る災害復興計画を市民との合意形成を図りながら速やかに策定します。

業務一覧

1 災害復興計画の策定

災害復興本部を設置し、災害復興計画を策定します。

災害復興計画の策定に当たっては、有識者などにより構成された検討委員会を設置します。

また、策定された災害復興計画について、広く市民に公表します。

市民のみなさまへ

災害復興計画は、多様な分野に及ぶものであり、将来の市民生活に密接に関わるものになります。

したがって、災害復興計画を策定するときは、市が呼びかけるさまざまな機会を通じて、積極的に意見をお寄せください。

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ 巨大地震等)対策計画	実務を担う 市職員の活動
第1章 災害復旧		第2章 生活再建支援		第3章 災害復興	

第2節 復興対策

目的

災害復興計画に基づき、長期的な視点に立って計画的に復興対策を実施します。
復興事業は、県や関係機関・団体、市民、事業所と協力して進めます。

業務一覧

1 復興対策

災害復興計画に基づき、事業実施計画を策定し、市民や事業者と協力して復興対策を進めます。

また、事前に確認・対応が可能なものについては、検討及び把握するとともに、必要に応じて国（国土地理院）から提供される計画的復興の基盤となる地理空間情報を利用します。

市民のみなさまへ

災害からの復興は、非常に長い期間と大きな労力が必要になるため、自助、共助、公助、それぞれの役割を果たし、協働して取り組むことが求められます。

復興の過程では、被災した地域住民は、まちづくり協議会の設立やまちづくり提案への議論を通じて、地域コミュニティの再生や地域の活性化に努めるなど、地域の様々な課題への取り組みにご協力ください。

＜広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画＞

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	実務を担う市職員の活動
第1章 南海トラフ地震防災対策推進計画				第2章 東海地震の警戒宣言に伴う対策	

第1章 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に制定された東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が平成25年11月に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「法」といいます。)として改正されました。

本市は平成26年3月28日に法第3条の規定に基づいた、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」といいます。)に指定されました。

本市では、推進地域に指定されたことを受けて、南海トラフ地震について地震防災上重要な対策等をまとめた推進計画を策定しました。

権原市南海トラフ地震防災対策推進計画の構成

第1章 総則

第1節 計画の目的及び基本方針

第1 計画の目的

第2 計画の基本方針

第3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

第2節 南海トラフ地震臨時情報

第1 南海トラフ地震臨時情報の発表

第2章 災害予防対策

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画

第2 その他

第2節 防災訓練

第1 防災訓練

第2 公共施設における防災対策の充実

第3節 地震防災上必要な防災知識の普及

第1 市職員に対する防災知識の普及

第2 一般住民に対する防災知識の普及

第3 学校教育に関する防災知識の普及

第4 防災上重要な施設の管理者に対する防災知識の普及

第4節 地域防災力の向上

第1 自主防災組織の組織率向上と活動の活発化

第2 事業所の災害対応能力の向上

第3 常備消防力の強化、緊急消防援助隊の増強等

第5節 広域かつ甚大な被害への備え

第1 建築物等の耐震診断、耐震改修の推進

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ 巨大地震等)対策計画	実務を担う 市職員の活動
第1章 南海トラフ地震防災対策推進計画				第2章 東海地震の警戒宣言に伴う対策	

- 第2 長周期地震動対策
- 第3 液状化対策
- 第4 時間差発生による災害の拡大防止
- 第5 帰宅困難者対策
- 第6 文化財保護対策

第3章 災害応急対策

- 第1節 災害対策本部等の設置等
 - 第1 災害対策本部等の設置
 - 第2 災害対策本部体制の組織及び運営
 - 第3 災害応急対策要員の参集及び初動体制
- 第2節 地震発生時の応急対策等
 - 第1 地震発生時の応急対策
 - 第2 資機材、人員等の配備手配
 - 第3 他機関に対する応援要請
- 第3節 支援・受援体制の整備
 - 第1 広域防災体制の確立
 - 第2 遠隔市町村との連携
 - 第3 被災地への人的支援
 - 第4 広域避難対策

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ 巨大地震等)対策計画	実務を担う 市職員の活動
第1章 南海トラフ地震防災対策推進計画				第2章 東海地震の警戒宣言に伴う対策	

第2章 東海地震の警戒宣言に伴う対策

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）に基づき、東海地震について大規模な地震の発生が予想され、緊急に地震防災応急対策を実施する必要がある場合には、内閣総理大臣は警戒宣言を発令し、地震防災対策強化地域においては、警戒態勢をとることになっています。

本市をはじめ奈良県は、東海地震の地震防災対策強化地域には指定されていませんが、東海地域で大規模な地震が発生した場合、県域で震度 4、局地的に震度 5 弱程度の地震が予想されていることから、警戒宣言が発令された場合には、初動体制を確立して、情報収集や連絡調整を行います。

東海地震に関連する情報の発表基準

東海地震に関連する調査情報

東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表されます。

東海地震注意情報

観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合

ほぼ同時に、政府から防災に関する呼び掛けが行われます。

東海地震予知情報

東海地震の発生のおそれがあると判断された場合

ほぼ同時に内閣総理大臣から警戒宣言が発表されます。

＜実務を担う市職員の活動＞

総則編	災害予防編	災害応急対策編	災害復旧・復興編	広域災害(南海トラフ 巨大地震等)対策計画	実務を担う 市職員の活動
-----	-------	---------	----------	--------------------------	-----------------

樋原市地域防災計画 資料集

本計画に基づき、市民の皆さまと市、関係機関、事業者などが連携し、自助・公助・共助の取り組みを進めるとともに、市の防災力を高め、災害に強いまちづくりを推進していきます。

なお、市の各部署による具体的な活動等については「樋原市地域防災計画 資料集」に定めることとします。

